

鹿児島県
配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援計画

暴力を許さない
安心・安全な社会を目指して

平成21年3月改定



はじめに

すべての人々が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成していく上で、配偶者等からの暴力は、克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内の問題や個人的な問題として潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、配偶者等からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われていています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、その後、平成16年及び平成19年の改正により、保護命令制度の拡充がなされるとともに、住民に身近な市町村における取組が求められてきたところです。

本県においては、平成18年3月に策定した「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、様々な施策を着実に推進してきたところですが、その後の法改正やこれまでの県の取組状況等を踏まえ、このたび同計画を改定いたしました。

県では、この計画に基づき、暴力を許さない、安心・安全な社会を目指して、市町村、関係機関・団体等と連携を図りながら、本県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援のための施策の一層の充実を図るための取組を推進してまいります。

今後とも、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、鹿児島県男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、この計画の改定に当たり、貴重な御意見をいただきました県民の皆様、また御協力をいただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

平成21年3月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

目 次

第1章 配偶者等からの暴力の現状	
1 配偶者等からの暴力の現状	1
（1）配偶者等からの暴力の被害経験	1
（2）配偶者等からの暴力の相談先	2
（3）配偶者等からの暴力に関する相談件数	3
（4）婦人相談所（県女性相談センター）における一時保護された女性の人数	4
（5）配偶者暴力に関する保護命令事件の処理件数等	4
2 配偶者等からの暴力に対する本県の主な取組状況	5
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	7
2 計画の位置付け	7
3 基本目標及び基本テーマ	8
4 計画の見直し	9
5 計画の体系	10
第3章 計画の内容	
[基本テーマ] 暴力を許さない社会づくり	
1 暴力を許さない社会を実現するための総合的施策の推進	13
2 暴力を許さない人権教育・啓発の推進	14
3 暴力の根絶に向けた防犯等の取組の促進	15
4 配偶者等からの暴力に対する理解促進	16
5 配偶者等からの暴力の早期発見・未然防止のための仕組みづくり	17
[基本テーマ] 被害者の安心と安全の確保	
1 被害者の保護と安全確保	20
2 通報・通告制度による被害者保護	23
3 被害者の個人情報保護の徹底	25
[基本テーマ] 安心して相談できる体制づくり	
1 総合的な相談体制の充実	27
2 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実	29
3 身近な地域の相談窓口の充実	32
4 外国人，障害者，高齢者への配慮	35

[基本テーマ]	被害者が生活の再建を果たすための支援	
1	被害者の総合的・継続的な支援体制の整備	37
2	心身の健康の回復に対する支援	38
3	生活の安全面や経済面の支援	40
4	就労のための支援	41
5	住宅確保のための支援	43
6	子育てに対する支援	44
7	司法手続に関する支援	45

[基本テーマ]	被害者である子どもや若者への支援	
1	配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもの支援	47
2	デートDVの防止と被害者に対するケア	49

[基本テーマ]	被害者支援の視点に立った加害者更生	
1	加害者更生に向けた取組	50
2	加害者の相談体制の充実	50

[基本テーマ]	苦情への適切な対応	
1	苦情対応体制づくり	52

第4章 計画の推進体制

1	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の推進図	54
2	主なDV被害者支援関係機関	55
3	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画庁内策定委員会	56
4	配偶者等からの暴力対策会議	58

資料編

・用語解説	60
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	62
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要（チャート）	69
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）	70
・男女共同参画に関する県の施策に対する申出処理要領	75
・関係機関連絡先一覧	81

第1章 配偶者等からの暴力の現状

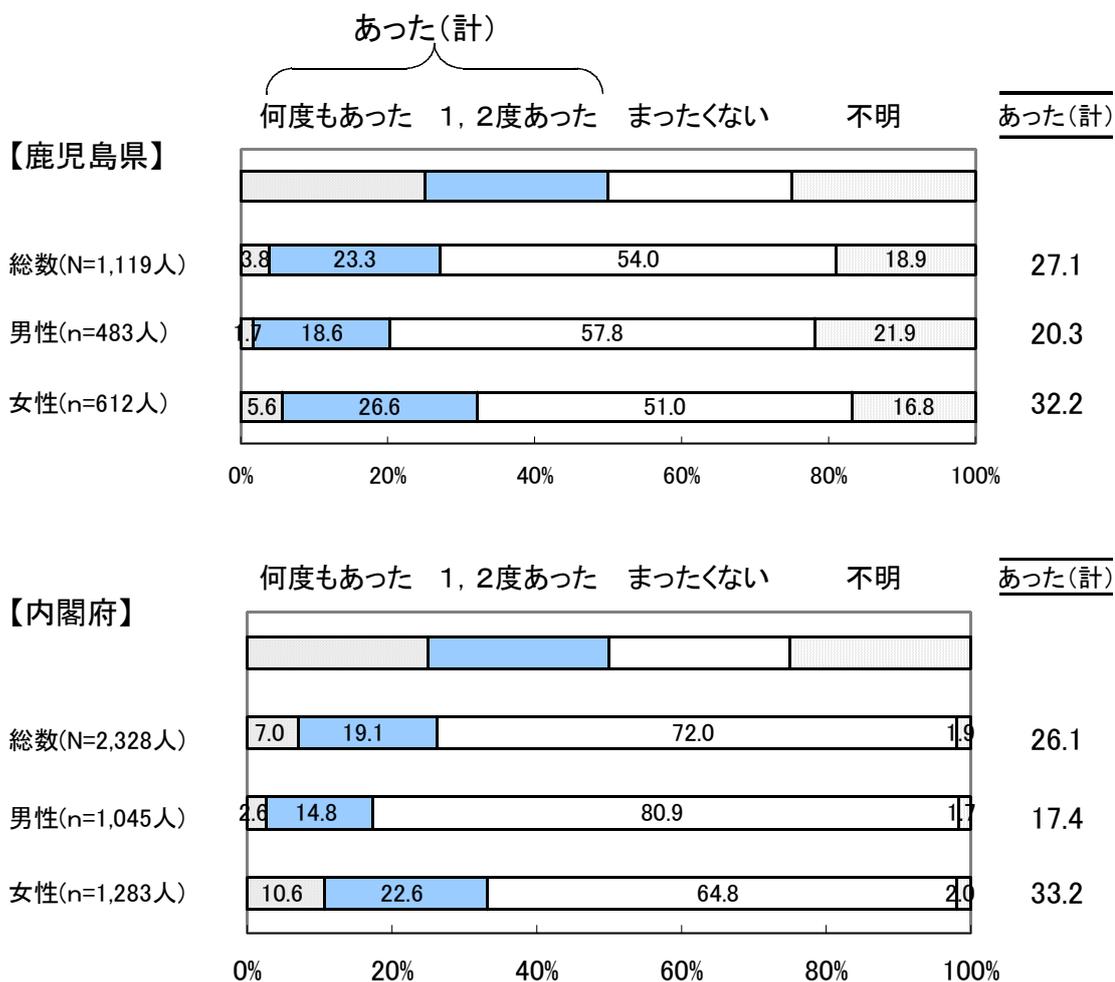
1 配偶者等からの暴力の現状

(1) 配偶者等からの暴力の被害経験

■約3人に1人が配偶者等からの暴力を経験

本県が、平成19年に実施した「鹿児島県の男女の意識に関する調査」(以下「県民意識調査」という。)によると、配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験が1度でもあると答えた人は27.1%となっており、内閣府が平成17年に実施した調査(男女間における暴力に関する調査)と同様の傾向を示しています。

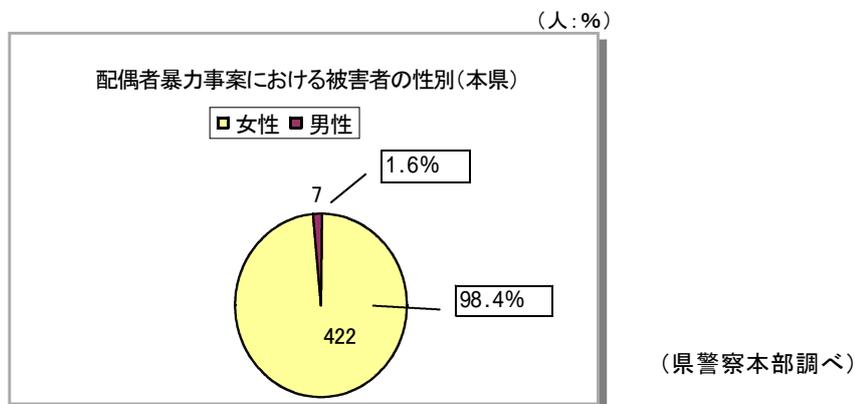
□ 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験



資料:「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)
 「平成17年男女間における暴力に関する調査」(内閣府男女共同参画局)

また、県警察本部の調べによる配偶者暴力事案(平成18年)における被害者の性別は、本県では98.4%が女性となっており、特に女性の被害者が多いことがうかがわれます。

□ 配偶者暴力事案(平成18年)における被害者の性別

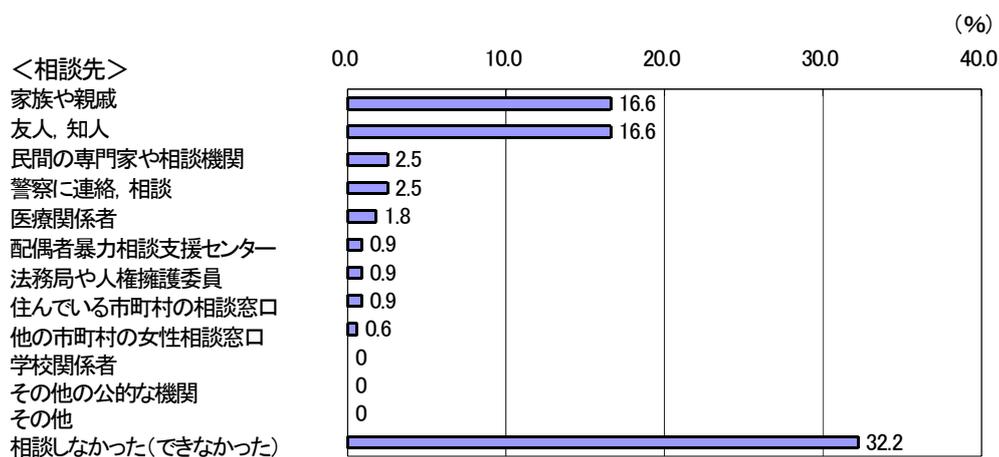


(2) 配偶者等からの暴力の相談先

■ 約3割が誰にも相談していない

平成19年の県民意識調査で、配偶者等からの暴力や嫌がらせ等を受けた経験がある人に、その相談先について聞いたところ、「家族や親戚に相談した」及び「友人、知人に相談した」をあげた人がいずれも16.6%となっている一方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と答えた人は32.2%となっています。

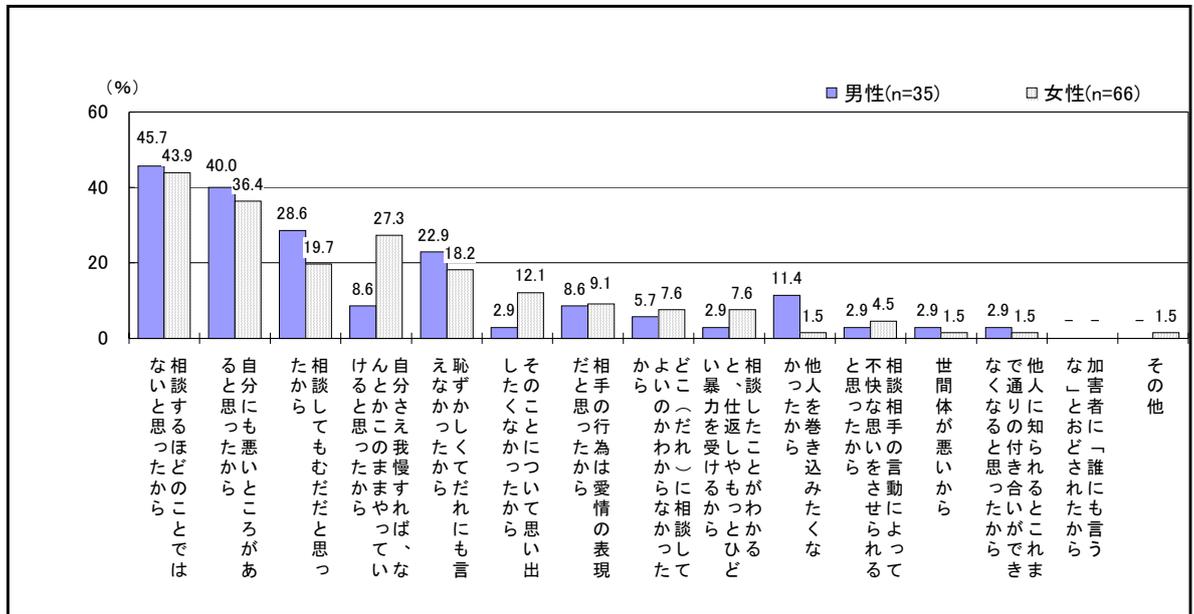
□ 配偶者等からの暴力や嫌がらせ等についての相談先



資料:「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

相談しなかった(できなかった)人に、その理由を聞いたところ、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあったから」が多くなっています。一方、「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」という項目では、女性が男性より18.7ポイント高くなっています。

□ 相談しなかった(できなかった)理由

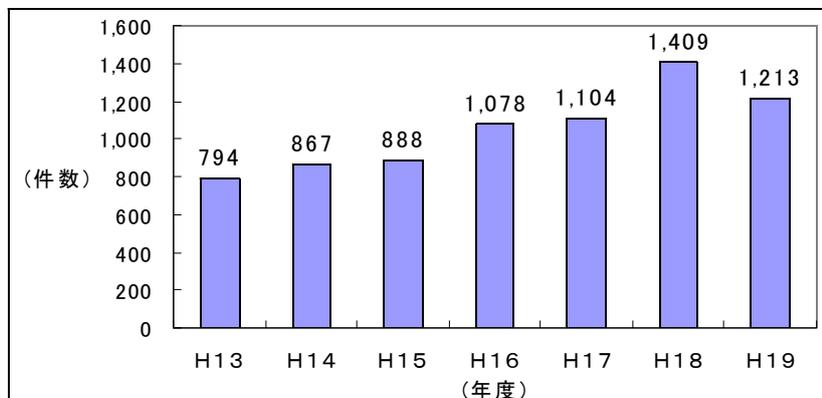


資料:「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

(3) 配偶者等からの暴力に関する相談件数

県内の主な相談機関(注)における、配偶者等からの暴力関係相談件数は、平成13年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)の制定以来、増加傾向にあり、特に鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画を策定した翌年度の平成18年度には、著しい増加を示しています。

□ 県内の主な相談機関における配偶者等からの暴力相談件数の推移



注: 県内の主な相談機関…配偶者暴力相談支援センター, 婦人相談員を配置している5市福祉事務所及び鹿児島市男女共同参画センター

- (4) 婦人相談所(県女性相談センター)における一時保護された女性の人数
一時保護をした者の多くが夫等の暴力を理由としており、平成19年度は約8割を占めています。

	年度	要保護女子数 (同伴家族) (人)	うち夫等の暴力を理由とする者(比率)
本県	13	51 (19)	31 (60.8%)
	14	81 (59)	49 (60.5%)
	15	56 (43)	33 (58.9%)
	16	75 (51)	46 (61.3%)
	17	64 (45)	36 (60.0%)
	18	74 (29)	45 (60.8%)
	19	53 (20)	42 (79.2%)
全国	13	4,823 (3,085)	2,680 (55.5%)
	14	6,261 (4,642)	3,974 (63.5%)
	15	6,447 (5,029)	4,296 (66.6%)
	16	6,541 (5,518)	4,535 (69.3%)
	17	6,449 (5,285)	4,438 (68.8%)
	18	6,359 (5,478)	4,565 (71.8%)

出所：県子ども課及び厚生労働省の調査

注：一時保護委託分を含む。

- (5) 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理件数等

本県における保護命令件数は、平成16年に急増し、平成19年は48件となっています。

年	新受	既済件数									取下 げ等	
		認容(保護命令発令)						却下	取下 げ等			
		被害者に関する保護命令のみ発令された場合			「子への接近禁止命令」が発令された場合							
		退去命令と接近禁止命令の双方	接近禁止命令のみ	退去命令のみ	退去命令、被害者への接近禁止命令と同時	被害者への接近禁止命令と同時	事後的な子への接近禁止命令					
13	3	3	2		2						1	
14	12	12	9		9						3	
15	10	10	5		5						5	
16	27	24	20	1	18			1			4	
17	56	56	45	3	18		2	22		4	7	
18	53	55	42	3	20			19		2	11	
19	58	59	48	2	15			31		2	9	
計	219	219	171	9	87		2	73		8	40	
全 国	13	171	153	123	32	91	0				4	26
	14	1,426	1,398	1,128	326	798	4				64	206
	15	1,825	1,822	1,468	406	1,058	4				81	273
	16	2,179	2,133	1,717	554	1,098	5	17	38	5	75	341
	17	2,695	2,718	2,141	190	730	4	322	883	12	147	430
	18	2,759	2,769	2,208	166	710	8	346	974	4	146	415
	19	2,779	2,757	2,186	173	640	7	371	993	2	140	431
	計	13,834	13,750	10,971	1,847	5,125	32	1,056	2,888	23	657	2,122

出所：鹿児島地方裁判所及び最高裁判所の調査

注：平成13年分は、10月13日(法施行日)からの処理状況

2 配偶者等からの暴力に対する本県の主な取組状況

(1) 「男女共同参画推進条例」及び「県男女共同参画基本計画」における位置付け

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、また、平成20年3月に策定した「鹿児島県男女共同参画基本計画」においては、「女性に対する暴力の根絶」を重点目標の一つに位置付け、配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)の根絶に向けた幅広い取組を推進することとしています。

(2) 相談窓口の拡充

県では、平成14年に、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行っている鹿児島県女性相談センター(以下「県女性相談センター」という。)を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

その後、平成18年には男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センター(以下「県男女共同参画センター」という。)を、さらに平成19年には、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定するなど、県内におけるDV被害者の相談・支援体制の充実に努めてきました。

配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に当たっては、県女性相談センターを中核として、各配偶者暴力相談支援センターや関係機関が連携しながら、DV被害者への相談対応をはじめ、一時保護や自立支援のための情報提供等の援助を行っています。

(3) 一時保護施設の充実

配偶者等からの暴力を受けた被害者など要保護女子の收容保護を行うため、売春防止法に基づき設置が義務づけられている一時保護施設については、昭和42年に建築後40年が経過し、老朽化が著しく、更に狭隘であるために入所者の処遇に支障を来していたことから、安全で安心して生活できる施設環境を確保するため、平成19年10月に移転整備しました。

移転整備に伴い、一時保護のための居室を2室から5室に拡充するなど、入所者の処遇の向上を図ったところです。

(4) 警察の取組

DV、ストーカー相談等に対応するため、平成13年3月、警察本部に対策室を設置したほか、平成17年4月に鹿児島市内3署等主要7警察署に分室を設置して体制の強化を図り、女性警察官8名を含む18名を配置しています。

配偶者暴力防止法やストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)、その他法制度に基づき、被害者の安全確保を図るとともに、支援制度の情報提供や利用に当たっての援助を行っています。

(5) 関係機関との連携

平成16年に国・県の機関、市町村、民間機関・団体等を構成員とする「配偶者等からの暴力対策会議」を設置し、DV防止及びDV被害者の保護に関して連携の強化を図っています。

(6) 配偶者等からの暴力の防止や被害者支援のための普及啓発

DV被害者の支援に関わる相談員や行政職員，保健医療・福祉・教育関係者等を対象にDVに関する研修の場を設け，人材の育成を図っています。

また，相談対応マニュアルの支援関係機関への配布や，広報啓発用のリーフレット，相談窓口カードの県民への配布等を通じて，DV防止や被害者支援のための意識啓発に取り組んでいます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本県は、鹿児島県男女共同参画推進条例に基づき、「すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、男女共同参画の推進に取り組んでいるところです。個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

そのため、県民一人ひとりが、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、本県が、国、市町村及び関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に総合的かつ計画的に取り組むため、平成18年3月に「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」(以下「県DV防止基本計画」という。)を策定しました。

その後、平成19年7月に、配偶者暴力防止法が改正され、市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの指定の努力義務化や、保護命令制度の拡充等が行われるとともに、平成20年1月には国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の見直しが行われたことから、これらの改正の内容やこれまでの県の取組状況を踏まえて、本県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実を図るために、県DV防止基本計画を改定しました。

[基本理念]

- ・ すべての人は、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- ・ 配偶者等からの暴力は「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず、「社会的な問題」です。
- ・ 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。
- ・ 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶のためには、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- ・ 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障害の有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- ・ 国、県及び市町村は、連携・協力を図りながら、配偶者等からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

2 計画の位置付け

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく計画として策定するとともに、鹿児島県男女共同参画推進条例第9条の遵守を徹底するための計画としても位置付けます。
- (2) 県は、この計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のために施策を実施するとともに、県民に対して、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めます。
- (3) 配偶者等からの暴力に係る被害者の相談、保護、支援等に職務上関係のある者及び民間の支援機関は、連携・協力のもと、この計画の趣旨に沿った取組を積極的に行います。

3 基本目標及び基本テーマ

基本目標 「暴力を許さない、安心・安全な社会を目指して」

基本テーマ

<p>暴力を許さない社会づくり</p>	<p>すべての人が、その人権を尊重され、安心・安全で、心豊かな生活を送るために、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指して、県・市町村・関係機関等が連携して総合的施策を推進します。</p> <p>また、学校や職場等、様々な分野において、一人ひとりの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める人権教育・啓発を推進するとともに、配偶者等からの暴力に対する県民の理解を深め、地域社会における配偶者等からの暴力の早期発見・未然防止の仕組みづくりを進めます。</p>
<p>被害者の安心と安全の確保</p>	<p>配偶者等からの暴力の被害者が身の安全を図るためには、暴力から避難することが必要です。このため、関係機関の連携・協力により、迅速かつ適切な一時保護を行います。</p> <p>また、被害者及びその子どもや親きょうだい、友人、支援者等が、加害者の更なる暴力の危険にさらされることがないように、被害者等の個人情報保護を徹底するとともに配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度その他被害者等を保護する各種制度の活用を図ります。</p>
<p>安心して相談できる体制づくり</p>	<p>被害者は様々な問題を抱えており、それらを関係機関の連携・協力により総合的に解決する相談体制の充実が必要です。このため、県女性相談センター及び県男女共同参画センターを中核的相談機関と位置付け、関係機関の連絡調整や専門的助言等を行う機能の充実を図ります。さらに、各機関で被害者等の相談・支援に携わる人材の養成を行います。</p> <p>また、被害者にとって、身近で、かつ継続して相談できる窓口が必要です。そのため、市町村における相談機能の充実及び関係機関の連携協力体制づくりを促進します。</p> <p>なお、被害者が外国人や障害者、高齢者である場合には、問題が複雑であったり、深刻化していることがあります。このため、被害者の人権に十分配慮し、問題の特性に対応した支援を行います。</p>
<p>被害者が生活の再建を果すための支援</p>	<p>被害者が暴力から逃れ、新たな生活を築いていくには、心身の回復、経済問題、仕事や住宅の確保、子育て、司法手続など、様々な問題に直面します。このため、配偶者暴力相談支援センターが中心となって関係機関が連携を図り、被害者に必要な情報を積極的に提供するとともに、被害者の個々の状況に応じた各種制度の弾力的な運用に努めます。</p> <p>さらに、支援団体の育成等を図り、中長期の視野に立って、被害者の自立を総合的かつ継続的に支援する体制を整備します。</p>
<p>被害者である子どもや若者への支援</p>	<p>配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもは、直接暴力をふるわれたり、暴力を目撃することにより心身に傷を負っていることがあります。それは、その子どもの成長に計り知れない深刻な影響を及ぼしています。このため、関係機関が連携・協力しながら暴力によって被害を受けている子どもの早期発見に努め、適切な専門的ケアを行います。</p> <p>一方、若年層のデートDVの問題については、その防止のための教育の推進と被害者に対する適切なケアに努めます。</p>
<p>被害者支援の視点に立った加害者更生</p>	<p>加害者が再び暴力をふるわないようにするために、国や他の自治体等における加害者更生プログラムの研究成果を把握し、被害者の安全確保等、被害者支援の視点に立った加害者更生のあり方について検討します。また、加害者が相談できる体制を整備します。</p>
<p>苦情への適切な対応</p>	<p>支援関係機関に対する意見や苦情には、迅速かつ適切に対応するとともに、今後の被害者処遇の改善や支援者の資質の向上に生かす必要があります。このため、県は男女共同参画関連施策申出処理制度の活用を図るとともに、各機関には苦情対応体制の整備を働きかけます。</p>

4 計画の見直し

この計画は、配偶者暴力防止法が改正された場合や、国が示した基本方針が見直された場合、新たに盛り込むべきあるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

5 計画の体系

【基本テーマ】

【重点目標】

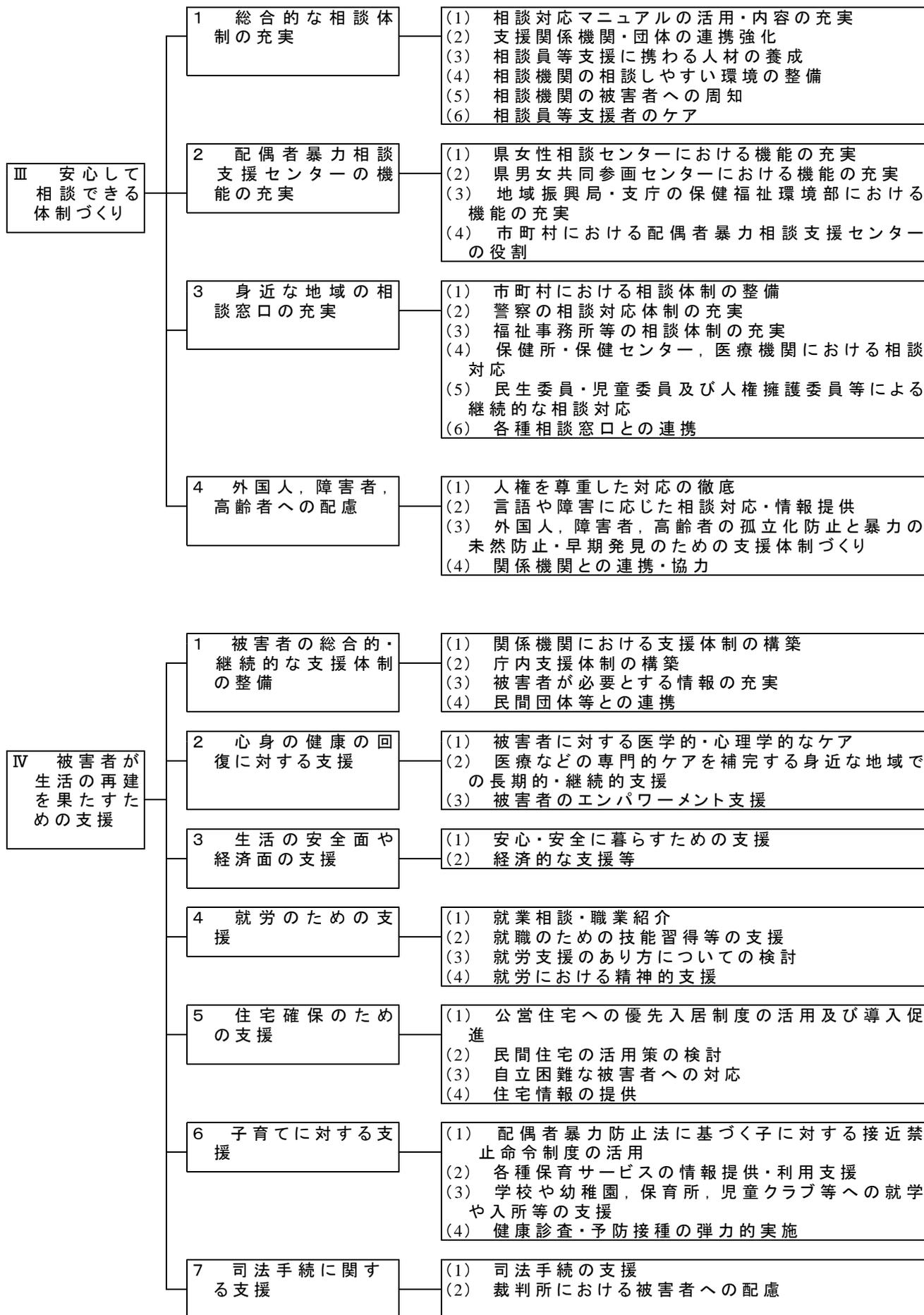
【取組】



【基本テーマ】

【重点目標】

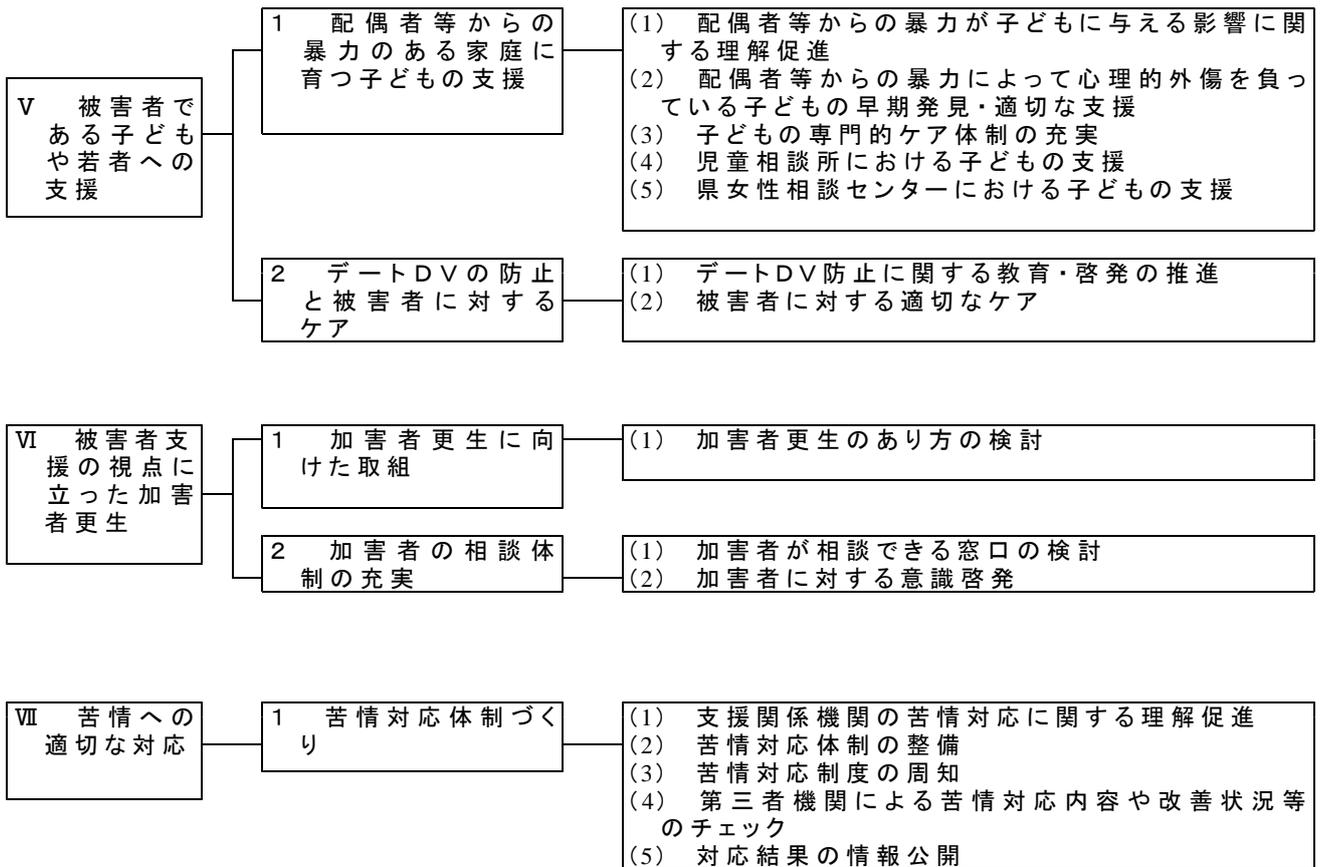
【取組】



【基本テーマ】

【重点目標】

【取組】



第3章 計画の内容

注： この章で使用している用語の解説は、計画の中、あるいは資料編の用語解説のページ（P 60）に掲載しています。

基本テーマⅠ — 暴力を許さない社会づくり

重点目標1 暴力を許さない社会を実現するための総合的施策の推進

【現状と課題】

本県では、平成16年7月に「配偶者等からの暴力対策会議」を設置し、配偶者等からの暴力の防止及びDV被害者の保護のために関係機関のネットワークの構築を図るとともに、平成17年3月には、職務関係者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを理解し、被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のための相談対応マニュアル」を作成し、支援関係者の支援に関する啓発を図ってきました。

また、DV防止及び被害者の支援に関わる機関等は多岐にわたるため、平成18年3月には関係機関が連携・協力し一体となってDV防止及び被害者の適切な保護に取り組むための施策等に関する総合的・体系的な計画として県DV防止基本計画を策定し、これに基づく施策を進めてきたところです。

一方、市町村においても、平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、基本計画の策定が努力義務とされました。

このため、県・市町村・関係機関団体が連携し、暴力を許さない社会の実現に向け、総合的な施策を推進する必要があります。

【課題に対する取組】

（1）県DV防止基本計画に基づく施策の推進

県は、県DV防止基本計画に基づいた関連施策を実施し、広範多岐にわたる配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組めます。

- ① 県DV防止基本計画に基づく施策の推進
- ② 配偶者等からの暴力対策会議の開催などを通じた関係機関団体と連携した取組の推進

（2）市町村基本計画の策定への支援

最も身近な行政主体である市町村において、地域の実情に合わせた幅広い施策が総合的に、また、積極的に行われるよう、市町村基本計画の策定促進などに取り組めます。

- ① 市町村基本計画策定のための研修の開催や情報の提供
- ② 市町村におけるDV庁内連絡体制の整備のための働きかけ

重点目標2 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、人生を豊かに生きる権利があるにもかかわらず、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力の存在があります。

その中で、配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春は、被害者のほとんどが女性であり、それが起きる背景には、男女間にある優劣意識や所有意識、固定的な性別役割分担意識、女性を性の対象と見る社会風潮、さらには暴力をふるうのはある程度仕方がないといった考え方などがあります。これらは、立場の弱い者を支配する行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

暴力は、その対象の性別や当事者の間柄等を問わず、決して許されるものではなく、暴力を生み出す社会構造や人々の意識に働きかけ、暴力を許さない社会を実現しなければなりません。このため、地域社会、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野において、人権意識、男女平等意識を高めるための教育や啓発の取組が必要です。

また、その一環として、一人ひとりが、自らを人権の主体と認識し、自尊心を持って、暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができる力を身につけるよう、学校や家庭で取り組むことが求められます。

【課題に対する取組】

(1) 人権教育・男女平等教育の推進

暴力の防止に資するよう、地域社会、職場、学校、家庭などにおいて、人権意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進します。

なお、人権意識の醸成のためには、一人ひとりがリーガル・リテラシー(注1)を身につけることも重要であり、法教育(注2)の視点の導入にも配慮します。

また、暴力の発生を未然に防ぐため、暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、暴力未然防止教育(注3)を進めていきます。

- ① 学校、幼稚園、保育所等における人権教育・男女平等教育の推進
- ② 人権尊重、男女平等の視点に立った家庭教育の充実
- ③ 職場・地域社会における人権及び男女平等に関する教育・啓発の推進
 - ・ 職員を対象とした研修の実施
 - ・ 生涯学習の一環としての人権等に関する講座の開催
- ④ 人権教育・男女平等教育を実践するための教職員等教育関係者の研修機会の充実
- ⑤ 暴力未然防止教育の推進
- ⑥ 法教育の視点の導入

(2) 多様な機会をとらえた人権・男女平等に関する県民の意識啓発

暴力を許さないという認識を社会に徹底させるために、広報誌やメディア等を活用した広報や講演会の実施等、広く県民に対する啓発事業を実施するとともに、県民自らが啓発に取り組むことを促進します。

また、人権意識の定着と男女共同参画社会の実現を図るため、県人権教育・啓発基本計画及び県男女共同参画基本計画の総合的な推進に努めます。

- ① 広報誌やリーフレット、メディア等広報媒体を活用した啓発の実施
- ② 講演会やシンポジウム等の開催による啓発の実施

- ③ 各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発
- ④ 身近な事例を用いた啓発，参加・体験型の啓発の推進
- ⑤ 民間団体等との協働による啓発活動の実施
- ⑥ 各種団体等県民の自主的な啓発活動への情報提供等支援
- ⑦ 県人権教育・啓発基本計画及び県男女共同参画基本計画の更なる推進

注1)リーガル・リテラシー：

法的識字力。この場合は、法律についての知識を持ち、それを日常の生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために活用するとともに、現行のあらゆる法律について人権や男女平等の視点から総点検し、人権が尊重され男女平等なものに改正し、さらの法の執行を性別等に偏りのないものにする能力

注2)法教育：

法律の専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育

注3)暴力未然防止教育：

暴力をふるわない、暴力を受けないためのコミュニケーションのとり方、毅然とした態度で暴力を否定する方法について具体的に教える。この教育を通じ、自分の怒りを認識し、それを適切に表現することができるようになれば、自己決定の力をつけ(取り戻し)、自己肯定感を高めることにつながる。

重点目標3 暴力の根絶に向けた防犯等の取組の促進

【現状と課題】

近年、夫から妻への暴力や女性に対するストーカー事案、出会い系サイトによる性的被害、不審者による児童連れ去り事案や児童虐待など女性や子どもが被害者となる犯罪が社会的に大きな問題となっています。

各種メディアが提供する情報等の中には、暴力的性描写や残虐な暴力表現が含まれ、これが、女性差別や暴力を容認する風潮を助長するおそれもあります。

このような暴力の問題に対応するため、法制度の整備や対策の強化が図られていますが、一方で、都市化の進展や情報化、地域社会の連帯意識の希薄化等により、地域の犯罪防止機能の低下も指摘されています。

そのため、各地で自主的に防犯活動を行う団体や青少年の育成を行うNPO法人等が発足し、暴力防止や防犯に向けた取組が行われていたり、インターネットや携帯電話の普及等の社会情勢の変化に対応した犯罪防止のための情報提供システムも整備されつつあります。

暴力の根絶には、今後とも地域社会と行政が一体となった防犯対策や地域安全活動等の取組が求められます。

【課題に対する取組】

(1) 関係機関・団体、NPO等との連携による暴力の根絶に向けた取組の促進

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を促進するとともに、暴力を助長するおそれのある情報の取締り、加害者の更なる暴力の防止に取り組みます。

- ① 県民の暴力の防止・防犯に向けた取組の促進
 - ・ 地域団体や学校、PTA、職域等の関係機関における防犯活動・地域安全活動の促進
 - ・ まちづくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体との連携協力
- ② 県民の安全確保や地域の犯罪防止を図るための情報提供
- ③ あらゆる形態の暴力行為や特に女性に対する暴力の背景にある性差別を助長するおそれのある雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報への対応
 - ・ 法令（刑法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、ストーカー規制法等）に基づいた厳正な取締り
 - ・ 有害図書等の指定
 - ・ 業界による自主規制などの取組の促進
- ④ 加害者の更なる暴力を防止するための適正な措置

重点目標4 配偶者等からの暴力に対する理解促進

【現状と課題】

配偶者等からの暴力に対する社会の認識は、平成13年の配偶者暴力防止法の制定以後高まったとはいえ、未だ十分ではありません。被害者が、親きょうだいや知人等身近な人に暴力を受けていることを相談しても、理解されにくい状況にあり、かえって「暴力をふるわれる側にも責任がある」「少くらの暴力は子どものためにも我慢すべきだ」など、被害者自身に責任を転嫁したり我慢を強いる心無い言葉により、さらに傷つけられてしまうことがあります。

また、相談機関であっても、配偶者等からの暴力に対する理解不足による不適切な言動で、相談者である被害者に二次被害を与えてしまうことが、社会問題になっています。これにより、被害者は、誰かに相談したり支援を求めることをあきらめ、暴力の問題が潜在化、深刻化することが指摘されています。

そのため、広く県民を対象とした啓発活動により、配偶者等からの暴力について、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を社会全体に広めることが必要です。

また、職務関係者は、研修等を通じ、DVの特性について学び、被害者の心理や被害者を取り巻く様々な困難な状況を理解し、相談対応に必要な知識や技術を習得する必要があります。その場合、直接の担当者（窓口職員）だけでなく、被害者に接する可能性のある全ての職員が共通認識を持てるようにすることが重要です。

なお、地域における人権尊重と男女平等を基礎とした男女共同参画社会づくりの推進は、配偶者等からの暴力に対する理解を深め、暴力の根絶と被害者支援の充実を図る上でも欠かせないことです。

【課題に対する取組】

（1）配偶者等からの暴力の防止のための啓発・情報提供

DVに対する正しい理解を社会に広め、その防止に向けた県民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、広報誌やメディア等を活用した広報や講演会の開催、関係機関と連携した効果的な啓発活動を行います。また、配偶者等からの暴力の未然防止のために、若年層に対する啓発を推進します。

- ① 広報誌やリーフレット、メディア等広報媒体を活用した啓発の実施
 - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）を中心とした広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等による広報啓発
 - ・ DV防止のための啓発用リーフレットの活用
- ② 講演会やシンポジウム等の開催
 - ・ 男女共同参画センターにおける講演会やシンポジウム等の開催
- ③ 地域における学習機会の提供
 - ・ 公民館講座等での啓発
- ④ 関係機関の連携による啓発活動の実施
 - ・ 合同街頭キャンペーンの実施
 - ・ 各関係機関における啓発活動の促進
- ⑤ 配偶者等からの暴力の未然防止のための若年層を対象とした啓発の実施

（2）支援関係機関における配偶者等からの暴力に関する理解促進

被害者と接する可能性のある支援関係機関の職員等が、DVに対する正しい理解を深め、その防止に率先して取り組むとともに、被害者に二次被害を与えることなく適切な対応をとることができるよう、研修機会の確保と研修内容の充実を図ります。

また、市町村等支援関係機関が、自ら研修を実施することを促進します。

- ① 支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施
 - ・ DVの背景にある社会的性別（ジェンダー）に敏感な視点を養う研修の実施
 - ・ 対象者別・分野（テーマ、目的）別研修の実施
 - ・ 市町村担当職員を対象とした研修の実施
- ② 各支援関係機関における研修会の開催等の取組促進

重点目標5 配偶者等からの暴力の早期発見・未然防止のための仕組みづくり

【現状と課題】

被害者の多くが、DVの被害に遭っているという自覚がなかったり、または、被害の事実を隠そうとします。そのような被害者は、「どんな父親でも子どもには必要」「妻は夫に従うべき」「夫の暴力を直すのは妻の役目」といった性別による固定的な役割分担意識や社会通念、結婚観・家族観に縛られ、夫の暴力に対して過剰な責任を感じてしまい、「自分さえ我慢すれば」と家庭を維持することに努めていることがあります。

また、被害者は、逆らったり逃げ出せば報復されるという不安・恐怖や、「どうせ何をやっても加害者には太刀打ちできない」というあきらめの感情を持っていたり、加害者から自由な活動を制限されたり、親や友人等とのつきあいや地域との交流を禁じられたりして社会的に孤立させられているなど、誰にも相談できずにいることがあります。

そのため、被害者を含め広く県民に、配偶者等からの暴力の現状や特性、及び配偶者暴力防止法等被害者保護のための制度について学ぶ機会や情報を提供する必要があります。それによって、被害者がDVについて気づきを得るとともに、被害者と日常生活でかかわりを持つ地域の幅広い人々が、配偶者等からの暴力を理解し、早期に発見する目を養い、適切な支援に結びつけていくことによって、問題の深刻化を防ぐことが可能になります。

また、地域社会から孤立化した家庭に暴力の発生が多く見られることから、介護や子育ての支援、家庭教育相談等を通じて孤立しがちな家庭を支援し、市町村や医療機関、学校等の関係機関、民生委員・児童委員等の地域の人材による早期発見と未然防止のための協力体制づくりを進めることが求められます。

【課題に対する取組】

(1) 被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供
DVを受けていることを認識していないために必要な支援が受けられない被害者に対し、DVについての正しい情報を提供するため、被害者が身近に目にするメディアや気軽に参加できる学習の場の活用を図ります。その場合、相談機関を利用したり、関係する情報に接する機会が少ない若年層にも配慮した広報について検討します。

- ① 広報誌やリーフレット、メディア等広報媒体を活用した啓発の実施
 - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等による広報啓発
 - ・ 若年層への広報の在り方の検討
- ② 誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催
 - ・ 男女共同参画センターにおける各種講座の開催
- ③ DVに関する情報の収集や提供
 - ・ 相談窓口カードやリーフレットによる情報の提供
 - ・ 県のホームページの活用
 - ・ 男女共同参画センターにおける書籍やビデオ等各種関連情報の整備・提供

(2) 民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員等が、日頃の活動を通じてDVの早期発見や被害者への適切な情報提供を行うことができるよう、情報の提供等に努めます。

(3) 保健・医療機関等における早期発見・対応

医師その他の医療関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。)は、日常の業務を行う中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者において被害者を発見した場合の通報などが積極的になされるよう、DVに関する情報の提供等に努めます。

また、消防(救急)機関においても、患者の症状から、その背景にDVが疑われる場合に適切に、被害者の安全確保が図られるよう必要な情報の提供に努めます。

- ① 保健・医療機関における早期発見・通報のための相談対応マニュアルの充実とその活用
- ② 保健所・保健センター等における母子保健事業(乳幼児等の健診、子育て相談など)を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ
- ③ 保健・医療機関に対する早期発見・通報等に関する情報の提供
- ④ 消防(救急)機関に対するDVに関する情報の提供

(4) 弁護士による早期発見と情報提供

法律相談等からDV被害者を発見しやすい立場にある弁護士と、各支援関係機関が連携を図ることができるよう、相談機関や各種支援制度に関する情報の提供に努めます。

(5) 育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障害者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化しているDVの発見者になる可能性が高いため、かわりのある家庭にDVの問題がないかに留意し、守秘義務に十分配慮しつつ、被害者の意思を尊重しながら適切に支援関係機関につないでいくよう、情報の提供に努めます。

（6）学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している者は、子どもや保護者の様子などから、DVの発見や適切な対応に努めるとともに、DV及び児童虐待の両面から配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たる必要があります。このため、被害者に提供する相談機関等の情報などDVに関する情報の提供に努めます。

- ① 学校、幼稚園、保育所、学童保育、スポーツ活動など様々な場所での子どもの様子等（情緒不安定、夜泣き、うつ、不登校、他の子どもへの暴力など）からのDVの早期発見のためのDVに関する情報の提供
- ② 教師やスクールカウンセラーが受ける相談からのDVの発見のためのDVに関する情報の提供

（7）身近な地域社会における早期発見と未然防止のための環境づくり

様々な機会を利用して、地域の幅広い人々にDVについての正しい認識の定着を図るとともに、住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身に付けることにより、各地域におけるDV被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めます。

- ① DVを発見しやすい立場にある関係者のDVについての知識と対応技術の習得
 - ・ 消防(救急)職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等を対象とした研修の実施
- ② 地域の人材を活用し、地域の実情に応じたDVの早期発見と未然防止のための関係機関の連携・協力体制づくり
- ③ 被害者と日常生活でかかわりを持つ地域の幅広い人々による早期発見と未然防止の取組の促進
 - ・ 県民を対象とした広報啓発の実施と学習機会の提供

（8）暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ

DVの発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立化しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

- ① 子育て相談、各種保健事業等を通じた子どもや家庭の援助
- ② 自治会活動や地域の行事、育児サークル等のグループ活動への参加の働きかけ
- ③ 家庭教育相談の充実
 - ・ 家庭教育相談員(注1)の養成

注1) 家庭教育相談員：

市町村等において、子育て等の悩みを抱く親等の相談に応じる相談員。市町村教育委員会や公民館に配置している市町村もある。

基本テーマⅡ — 被害者の安心と安全の確保

重点目標1 被害者の保護と安全確保

【現状と課題】

県内でも夫婦間における殺人や傷害、暴行事件が発生しています。また、相談を受ける現場では、事件として取り扱われた件数を超える多くの深刻な暴力が、家庭という密室の中で起きていることがわかります。それも、身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力等により心身に深刻なダメージを受けた被害者が少なくありません。

そのような深刻な暴力については、被害者を保護し身の安全を確保する緊急性があることから、支援関係機関が連携協力して一時保護施設への入所等被害者の適切な保護に結びつけることが必要です。

さらに、被害者の保護・支援を行う一時保護所や婦人保護施設、母子生活支援施設等においては、被害者が安心して心身の回復を図ることができるよう精神的なサポートを充実させるとともに、加害者の追跡を想定して警備体制の充実を図る必要があります。

また、本県の地理的特性を考慮し、一時保護を行う施設の拡充も必要です。

一方、更なる配偶者からの暴力により、その生命や身体に重大な危害を受けるおそれがある場合は、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の活用が図られるよう被害者等を支援するとともに、同法が適用されない恋人間の暴力や、加害者から被害者の友人や支援者等に向けられる暴力等については、ストーカー規制法その他の法令の適用を検討し、被害者及びその関係者の安全確保に努めなければなりません。

なお、これらの制度について、県民に広報することが必要です。

【課題に対する取組】

（1）支援関係機関の連携・協力による被害者の安全確保

緊急時においては、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所その他福祉に関する事務所（以下「福祉事務所等」という。）、市町村等が関係機関と連携を図り、緊急に保護を求めた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は一時保護所に同行するなど地域の実情に応じた適切な安全確保を図ります。

また、被害者の状況から加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携をとり被害者の保護を図ります。

- ① 支援関係機関相互の連携による迅速・適切な被害者の安全確保及び保護
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村等が相互に連携を図った被害者の安全確保
 - ・ 警察の緊急通報装置貸出制度の活用
 - ・ 被害者の避難・保護に関するマニュアルの充実とその周知・活用
- ② 消防(救急)機関による被害者への応急対応
 - ・ 被害者の医療機関への搬送等安全確保
 - ・ 警察への情報提供
- ③ 支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備
 - ・ 連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布

（2）一時保護所等における保護

暴力から逃れて来た被害者が保護される一時保護所や、一時保護を経て、あるいは暴力から逃れて直接入所する婦人保護施設(注1)、母子生活支援施設(注2)等は、被害者が安心して心身の回復を図り、今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、中長期的な視点に立って柔軟に対応します。

このために、それらの施設の緊密な連携、県域を越えた広域連携を図るほか、加害者の追跡等も想定した安全対策を講じます。また、被害者の状況に応じた適切な施設で保護ができるよう、一時保護委託先の拡充も検討します。

- ① 入所者の心身の健康の回復を図るための支援
- ② 入所者の生活基盤の安定化と自立に向けた支援
- ③ 同伴児の支援
 - ・ 児童相談所との連携強化
 - ・ 心理専門職によるカウンセリングの実施等心理的ケア
 - ・ 子どものための施設等の整備
 - プレイルールの確保
 - 遊具、玩具、図書等の整備
 - ・ 保健・医療、教育等関係機関及び施設との連携
- ④ 入所者の状況等に応じた弾力的な対応
- ⑤ 警備体制の充実
 - ・ 非常通報装置等安全設備の整備
 - ・ 警察との連携
- ⑥ 一時保護施設のバリアフリー化の促進
- ⑦ 被害者の状況に応じた適切な一時保護委託先での保護
 - ・ 県女性相談センターと一時保護委託先との緊密な連携
 - ・ 地理的問題や母子・高齢者及び障害者に配慮した一時保護委託先の拡充の検討
- ⑧ 退所後の相談の継続
- ⑨ 県域を越えた広域連携
 - ・ 被害者の状況に応じた県外施設への広域入所
- ⑩ 男性の一時保護委託先の検討
- ⑪ 県女性相談センターと婦人保護施設、母子生活支援施設等の緊密な連携
- ⑫ 配偶者暴力相談支援センターから支援関係機関への一時保護所(一時保護委託先を含む。)に関する情報提供

（3）民間シェルターにおける保護

民間団体等によるシェルター運営によって、被害者の状況に応じた避難先及び保護先の選択肢が増えることとなります。県女性相談センター等の支援関係機関は、民間シェルターに連携を働きかけるとともに、研修機会や情報の提供等により運営を支援することに努めます。

- ① 県女性相談センター等支援関係機関と民間シェルターの連携
- ② 民間シェルターの活動支援
 - ・ 研修機会や情報の提供等

（4）市町村における緊急避難と一時保護の体制整備

被害者を身近な地域で緊急的に避難させ、保護する体制を市町村において整備することを促進します。

- ① 一時避難先の確保等による被害者の保護
- ② 子育て短期支援事業(注3)による母子の保護

（５）周囲の見回り・見守り支援

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、被害者の個人情報保護を徹底し、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

- ① 警察等による見回り
- ② 地域における見守り支援と警察への通報
- ③ 身近な避難先の確保

（６）保護命令制度の広報と被害者への利用支援

配偶者からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続の支援を行います。

- ① 広報誌等広報媒体を活用した県民への広報の実施
- ② リーフレット等の活用
- ③ 配偶者暴力相談支援センターや警察における被害者に対する保護命令制度の説明と利用に当たっての支援
- ④ 配偶者暴力相談支援センターに相談した被害者が保護命令の申立を行う際の、配偶者暴力相談支援センターから警察への情報提供

（７）保護命令の通知を受けた場合の対応

警察又は配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から、保護命令が発せられた旨の通知を受けた場合においては、速やかに被害者と連絡をとり、被害者の意向を確認した上で訪問するなどして、被害者の安全が確保されるよう、教示や情報提供など必要な支援を行います。

- ① 警察の対応
 - ・ 被害者に対する、配偶者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報についての教示
 - ・ 被害者の安全確保
 - ・ 加害者に対する保護命令の遵守指導・警告等
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターに通知が行われた場合の配偶者暴力相談支援センターとの連携
 - ・ 保護命令違反のほか、加害者の刑罰法令に触れる行為に対する、被害者の意思を踏まえた各種法令を適用した措置
- ② 配偶者暴力相談支援センターの対応
 - ・ 保護命令発令後の留意事項についての被害者への情報の提供
 - ・ 警察との連携
 - ・ 必要に応じた関係機関等との連絡調整

（８）安全確保のための各種制度の情報提供と被害者等への利用支援

配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者及びその親きょうだいや友人、支援者等の安全確保を図るため、配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめ支援関係機関は、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。

- ① ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分申立て制度等の情報提供
- ② 被害者やその関係者が各種制度を利用する場合の支援

注1) 婦人保護施設:

家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護し、その自立更生を図ることを目的としている。

注2) 母子生活支援施設:

児童福祉法に基づき、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその子ども（18歳未満）が入所する施設で、これらの者の自立を促進するために、その生活を支援することを目的としている。

注3) 子育て短期支援事業:

家庭において児童を扶養することが困難になった場合及び夫の暴力により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において短期間養育・保護等を行う。

重点目標2 通報・通告制度による被害者保護

【現状と課題】

配偶者暴力防止法により、配偶者からの身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、警察又は配偶者暴力相談支援センターに通報する努力義務を有します。また、医療関係者が発見した場合は、守秘義務違反に問われることなく、被害者の意思を尊重しつつ、警察又は配偶者暴力相談支援センターに通報することができるとともに、被害者に配偶者暴力相談支援センター等の利用について情報を提供するよう努めなければなりません。

また、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）では、子どもが、家庭内で親等から直接暴力をふるわれるほかに、両親等の間に起きる暴力を目撃することにより著しい心理的外傷を負っている場合も、児童虐待であると規定されており、それを発見した者は、児童相談所や市町村、福祉事務所に通告する義務があります。

両法律に基づく速やかな通報・通告により、子どもも含めた被害者への迅速な対応を図ることが必要です。

【課題に対する取組】

（1）配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の県民への広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

- ① 広報誌，テレビ，ラジオ，新聞等広報媒体を活用した通報・通告制度の県民への広報の実施
- ② リーフレット等の活用

（2）医療関係者等の通報・通告

日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者及び民生委員・児童委員に対して、様々な機会を利用して配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度やその他被害者支援制度，支援関係機関等についての周知を図り、被害者の適切な保護を促進します。

- ① 医療関係者向けの広報や研修の実施
 - ・リーフレット等の活用
 - ・医療関係者対象の研修や支援者養成講座の実施
- ② 医療機関のその他支援関係機関との連携協力
 - ・「配偶者等からの暴力対策会議」を活用した連携強化
 - ・DV及び児童虐待の被害者に対する相談・診療に関する医療機関の協力体制の検討
- ③ 医療関係者を対象とした対応マニュアルの整備
- ④ 民生委員・児童委員に対する啓発

（3）通報に対する配偶者暴力相談支援センター及び警察の適切な対応

配偶者暴力相談支援センターにおいては、通報者に被害者に対する同センターの利用の教示についての協力を求め、被害者には、必要に応じ保護を受けることを勧めます。

また、医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ関係機関と連携し、当該医療機関に出向くことや電話による連絡により、状況を把握し説明や助言に努めます。

さらに、被害者に対する危険が急迫していると認められる場合には、警察にその旨を通報するとともに、一時保護の勧奨など適切な支援を行います。

警察においては、被害者に対して、事案に応じて、自衛措置や支援関係機関・保護命令制度の教示等を行います。

また、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合には、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行います。

さらに、被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙や指導警告など、暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずるよう努めます。

- ① 配偶者暴力相談支援センターと警察の連携協力
- ② 通報対応のマニュアルの整備
- ③ 通報者の情報（氏名等）の保護の徹底
- ④ 児童虐待に当たる場合の児童相談所等への通告

（4）児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応

児童相談所や市町村、福祉事務所等は、児童虐待防止法に基づき通告された児童虐待の背景に、家庭内のDVがないか留意し、その早期発見に努めます。

また、配偶者暴力相談支援センターは通報の内容から、児童虐待に当たると思われる場合には同法に基づき、児童相談所、市町村又は福祉事務所等に通告するなど相互の連携を図り、被虐待児童及びDV被害者の保護等に迅速に対応します。

- ① 児童虐待支援関係機関向けのDVに関する研修の実施
- ② 相談対応マニュアルの整備
- ③ DV及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化

重点目標3 被害者の個人情報の保護の徹底

【現状と課題】

加害者に、被害者の避難先や転居先の住所、通院している医療機関、子どもの転校先等の個人情報が知られてしまうと、被害者は加害者から追跡され、更に激しい暴力をふるわれたり、連れ戻されたりする危険にさらされてしまいます。

そのため、行政機関や医療機関、学校等被害者の個人情報を扱う可能性のある機関は、全職員に対して配偶者等からの暴力に関する理解を深めるための研修を実施し、その保護（プライバシーの守秘）を徹底することが必要です。

【課題に対する取組】

（1）個人情報を扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解促進

個人情報を扱う機関において、被害者の個人情報の保護が徹底されるよう、これらの機関に対し、情報管理の徹底の呼びかけや、DVに関する情報の提供を行います。

- ① 相談対応マニュアルによる関係機関への注意喚起
- ② 行政機関の職員や学校の教職員向けの研修の実施
- ③ 個人情報を扱う医療機関等民間機関におけるDVに関する理解促進と被害者の個人情報の保護に対する要請

（2）被害者の個人情報の適切な管理と保護の徹底

被害者の個人情報を扱う行政機関や学校において、被害者とその同伴児等の情報の管理・保護体制を整備するとともに、民間機関にも、その整備を要請します。

また、支援関係機関の間で被害者の情報を共有する場合があるので、その場合の個人情報の取扱いに関するルールづくりを行います。

なお、自ら自分の情報を保護する重要性について、被害者自身の理解促進に努めます。

- ① 各機関における個人情報の取扱いに関するマニュアルの整備

※保護を厳格に行う必要がある主な情報

ア 県

- ・ 生活保護や母子寡婦福祉資金等福祉制度の申請・利用に係る情報
- ・ 福祉施設の入所・利用状況
- ・ 租税の賦課・徴収事務に係る住所等の情報
- ・ 公営住宅入居状況
- ・ パスポート申請事務に係る情報

イ 市町村

- ・ 住民基本台帳事務に係る転居、転出入等の情報
- ・ 選挙管理事務に係る住所等の情報
- ・ 国民健康保険事務に係る医療機関受診歴や住所等の情報
- ・ 国民年金事務に係る住所等の情報
- ・ 介護保険事務に係る住所等の情報
- ・ 公営住宅入居状況
- ・ 生活保護事務に係る住所や生活状況等の情報
- ・ 児童扶養手当、児童手当等の事務に係る住所等の情報

- ・ 租税の賦課・徴収事務に係る住所等の情報
- ・ 学校, 幼稚園, 保育所等の在籍状況, 転校・転所等の情報
- ・ 健康診査, 予防接種等に係る情報
- ・ 上下水道の契約・停止に係る情報
- ・ 行政文書の送達
- ・ 外国人登録原票に係る情報
- ウ 警察
 - ・ 運転免許の更新事務に係る住所等の情報
- エ 裁判所
 - ・ 保護命令や調停の申立て, 離婚裁判の提起に係る被害者の住所, 相談している知人, 相談機関の担当者, 受診した医療機関の医師等の情報
- オ 社会保険事務局・所
 - ・ 社会保険や年金事務に係る住所等の情報
- カ 郵便局
 - ・ 貯金や保険に係る住所等の情報
 - ・ 郵便局に対する転居届による転居先の情報
- キ 金融機関, 生命保険・損害保険会社
 - ・ 預金や保険契約等に係る住所等の情報
- ク 医療機関
 - ・ 受診歴や住所等の情報
 - ・ 待合室等での名前による呼び出し
- ケ 勤務先
 - ・ 事務手続きに係る住所等の情報
- コ 運送会社
 - ・ 転居先の情報

- ② 被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり
- ③ 住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用
- ④ 被害者本人の情報保護についての理解促進
- ⑤ DV被害者の個人情報の取扱いに係る苦情等申出に対する適切な対応
 - ・ 男女共同参画施策申出処理制度に基づく県の機関に係る申出への対応

基本テーマⅢ — 安心して相談できる体制づくり

重点目標1 総合的な相談体制の充実

【現状と課題】

配偶者等からの暴力は、いろいろな問題が複雑に関係して起きているため、一つの機関で被害者の相談に応じることは困難な場合があります。そのため、関係機関の日常的な連携により総合的な解決を図ることが必要であり、その前提として、配偶者等からの暴力に対する認識と情報の共有化を図るため、『支援者のための相談対応マニュアル』を作成し、その活用を働きかけているところです。

なお、県域では「配偶者等からの暴力対策会議」を設置していますが、各地域においても、関係機関連絡会議等の場を設け、関係機関がそれぞれの立場や機能を十分理解し、信頼関係を築きながら、連携・協力体制を構築していくことが重要です。

また、相談機関等における被害者に対する二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、DVに対する深い理解と専門的な対応技術を身に付けた相談員等の人材を養成することや、安心して相談できる環境の整備、相談機関の被害者への周知が求められます。

さらに、相談員等支援者は、その職務の特性から、疲れ果て燃え尽き（バーンアウト）てしまったり、被害者から聞くショッキングな話に傷つく（二次受傷）ことにより、心身の不調を来してしまうことがあるほか、加害者から危害を加えられる危険性があるため、支援者のケアや安全対策も必要です。

【課題に対する取組】

（1）相談対応マニュアルの活用・内容の充実

支援関係機関等に配布した相談対応マニュアルの活用を促進するとともに、必要に応じて内容の充実や改定を行います。

- ① 研修会の機会等を通じた未配布の関係機関・関係者への随時配布
- ② 必要に応じた内容充実と制度新設・改正等に伴う改定

（2）支援関係機関・団体の連携強化

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。

- ① 配偶者等からの暴力対策会議の開催
- ② 各地域における関係機関連絡会議の開催
- ③ 公的機関と民間団体の連携・協力
- ④ 日常的な連携システムの構築
 - ・ 情報の共有化と個人情報保護についてのルールづくり
 - ・ 被害者の援助方針（計画）の合同検討

（3）相談員等支援に携わる人材の養成

相談機関等において、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、DVに対する深い理解と専門的な対応技術を身に付けた相談員等を広く養成します。

- ① 支援者に対する研修の実施
 - ・ 児童虐待やDV被害者の支援者の研修
- ② 関係機関の協力や県ホームページの活用による講座の広報の充実・強化
 - ・ 県のホームページによる人材養成を目的とした専門講座等の紹介
- ③ 支援関係機関による研修会の開催等人材育成のための自主的取組の促進
 - ・ 研修会開催のための情報提供や助言

（4）相談機関の相談しやすい環境の整備

市町村の相談機能の充実など、被害者が身近な所で相談できる体制の整備促進を図るとともに、被害者が安心・安全に、心を開いて相談できるよう、関係機関は、相談しやすい雰囲気づくりや障害者・高齢者に配慮した施設のバリアフリー化、加害者対策の充実等に努めます。

- ① 身近な所で相談できる体制の整備
 - ・ 市町村の第一次対応機関としての相談機能の充実促進
配偶者暴力相談支援センターの設置の検討促進
県の配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携
- ② 被害者の負担軽減を図るための相談のワンストップ化の促進
- ③ 被害者の心情に配慮した相談室の環境づくり
- ④ 施設のバリアフリー化
- ⑤ 加害者対策の充実
 - ・ 非常通報装置の配備
 - ・ 警察との連携、警察への協力要請
 - ・ 個人情報保護の徹底
 - ・ 安全対策マニュアルの整備
- ⑥ 男性相談者への対応
県男女共同参画センターにおける相談対応

（5）相談機関の被害者への周知

相談窓口カードの活用等により、被害者に相談機関に関する情報が届くよう努めます。

- ① 相談窓口カードやリーフレットによる広報
- ② 被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立った広報の実施

（6）相談員等支援者のケア

被害者へのよりよい支援を行うためにも、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して、支援者のケアに取り組みます。

また、被害者だけでなく、支援者も加害者から危害を加えられないように、その個人情報の管理の徹底等、加害者からの安全対策を十分に講じます。

- ① バーンアウトの防止
 - ・ スーパービジョン(注1)の実施
 - ・ 県女性相談センターによる各機関の相談員等に対するバーンアウト防止のための研修機会の提供や助言

- ② 加害者からの安全対策
 - ・ 支援者の個人情報管理の徹底
 - ・ 加害者対応マニュアルの整備
 - ・ 警察との連携・協力

注1)スーパービジョン:

相談者が抱える多様な問題に対して、相談員等が相談者の訴えを明確に把握し、相談者に適した対応をしているかどうかを、専門家である第三者の目を通して検討すること。

重点目標2 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実

【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために相談に応じ、情報提供等の支援を行う施設です。

本県においては、平成14年4月に県女性相談センター(旧婦人相談所)を、平成18年4月に県男女共同参画センターを、平成19年4月に各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定し、県内における相談窓口の拡充を図ってきました。

今後、県内の配偶者暴力相談支援センターの中核的施設である県女性相談センターを中心に各配偶者暴力相談支援センターの連携を図るとともに、それぞれの施設の機能を生かし、更に配偶者等からの暴力対策及び被害者支援を推進していく必要があります。

また、市町村においても、配偶者暴力防止法により、当該市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされており、同センターの設置など、住民にとって最も身近な支援の窓口の設置に積極的に取り組むよう働きかけていく必要があります。

【課題に対する取組】

(1) 県女性相談センターにおける機能の充実

① 機能の充実

被害者の個別の状況に応じた心理カウンセリングやケースワーク(注1)の充実及び県女性相談センターや市の福祉事務所に配置されている婦人相談員の資質の向上を図ります。

また、危険が急迫している被害者の一時保護に対応するため、夜間、休日を問わず対応できる体制の充実を図ります。

ア 24時間相談対応体制の充実検討

イ 医学的・心理学的援助の充実

- ・ 心理判定員による心理学的側面からの助言
- ・ 臨床心理士等による心理カウンセリング機能の充実
- ・ 医療関係者、心理専門職との連携

ウ ケースワーク機能の充実

- ・ 被害者の個別の状況に応じた自立支援の実施及び情報の提供
- ・ 継続的な相談対応・支援の実施

エ 保護命令制度の利用支援

- ・ 裁判所提出書面の迅速な提出
- ・ 保護命令申立てに当たっての援助、情報提供

オ 通報を受けた場合の状況の把握や適切な説明・助言並びに関係機関との連携

② 中核的配偶者暴力相談支援センターとしての機能の充実

県内における配偶者暴力相談支援センターの中心となる施設として、各配偶者暴力相談支援センターや今後設置される市町村の配偶者暴力相談支援センターをはじめ県内及び他県等の関係機関との連携・対応の充実や福祉、保健、医療、教育、警察、司法等様々な専門機関や職種との連携を図るコーディネート機能の発揮に努めます。

また、相談員の養成や複雑な問題を抱える被害者や加害者からの追跡が激しい被害者等の対応に必要な専門的・技術的助言等を行うスーパーバイズ(注2)機能等の充実にも併せて努めます。

ア 県内各配偶者暴力相談支援センターとの連携

イ 支援関係機関、民間団体との連携・総合調整

ウ 広域的な連携・総合調整

- ・ 各種専門機関や職種との幅広い連携
- ・ 他県等との広域連携

エ 婦人相談員等の資質向上

- ・ 県内の婦人相談員及び福祉事務所担当者等を対象とした研修会の実施
- ・ 研修会への参加

オ スーパーバイズ機能・バックアップ機能の充実

- ・ 相談員等を対象とした専門的な研修の実施
- ・ 支援関係機関に対する専門的・技術的助言、情報提供

(2) 県男女共同参画センターにおける機能の充実

① 機能の充実

男女共同参画相談員による一般相談のほか、弁護士や医師、男性相談員等による専門性を生かした相談やグループ相談の実施等、被害者の状況に応じたきめ細かな相談対応に努めます。

また、県女性相談センターとともに、支援関係機関や民間団体との連携による被害者の総合的支援や、各機関の相談員等への助言や情報提供に努めます。

ア 司法に関する支援の充実

- ・ 弁護士による専門相談
- ・ 司法手続の援助、情報提供

イ 医学的・心理学的援助の充実

- ・ 医師、臨床心理士等による専門相談
- ・ 医療関係者、心理専門職との連携

ウ 男性相談員による専門相談の実施

エ 男性被害者の相談対応

オ ピアカウンセリング(注3)やグループ相談の実施

カ 出前相談の実施

キ 自助グループ(注4)の育成・支援

ク 男女共同参画相談員の資質向上

- ・ スーパービジョン(P29)の実施
- ・ 研修会の実施や研修会への参加

- ケ 保護命令制度の利用支援
 - ・ 裁判所提出書面の迅速な提出
 - ・ 保護命令申立てに当たっての援助、情報提供
- コ 支援関係機関、民間団体との連携
 - ・ 各種相談員・支援者に対する助言
 - ・ 相談関係機関による相談業務連絡会議の開催
- サ 通報を受けた場合の状況の把握や適切な説明・助言並びに関係機関との連携
- シ 自立支援に関する情報の提供

② 相談事業と各種事業の有機的連携

県男女共同参画センターが実施している相談事業以外の事業（各種講座や情報提供等）と相談事業を有機的に連携させることによって、相談機能を補完・充実させます。

- ア 民間団体の活動支援
 - ・ DVに関するワークショップの開催
 - ・ 民間団体間の交流機会の提供
- イ 講演会や講座等の開催
 - ・ DV等女性に対する暴力の根絶をテーマにした講演やシンポジウムの開催
 - ・ 相談室企画によるメンタルヘルスや家族に関する法律を学ぶ講座の開催
- ウ 書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供
- エ 情報誌「男女共同参画センターだより」等による相談事業の広報やDVに関する啓発

（3）地域振興局・支庁の保健福祉環境部における機能の充実

県内各地域において、住民が身近に相談できる窓口として適切な相談対応に努め、各種制度をはじめ、支援に関する基本的な情報の提供を行い、関係機関と連携し被害者の安全確保を図るとともに、被害者の自立支援の窓口として積極的な役割を果たします。

また、地域の関係機関と連携し、研修や会議を通じて地域の福祉関係者のDVに関する理解促進に努めます。

- ア 被害者の避難（一時保護）の支援
- イ ケースワーカー、婦人相談員、母子自立支援員及び家庭相談員等による相談対応
- ウ 各種福祉制度の情報提供と利用に当たっての支援
- エ 管内関係機関の連携協力体制の構築
- オ 福祉関係者のDVに対する理解促進のための啓発の実施
 - ・ 研修会や会議での広報啓発
- カ 保護命令制度の利用支援
 - ・ 裁判所提出書面の迅速な提出
 - ・ 保護命令申立てに当たっての援助、情報提供
- キ 通報を受けた場合の状況の把握や適切な説明・助言並びに関係機関との連携

（4）市町村における配偶者暴力相談支援センターの役割

市町村においては、相談窓口を設け支援に関する基本的な情報を提供すること、緊急時における被害者等の安全確保、また、一時保護の後、地域で生活を始めた被害者の自立支援のための関係機関等との連絡調整など、継続的な支援を行うことが望まれます。

このため、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口として、配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。

注1) ケースワーク:

社会生活上の諸問題に直面して困難な状況に陥っている人に対して、その困難な状況から自立できるように個別に援助していく過程のこと。

注2) スーパーバイズ:

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。

注3) ピアカウンセリング:

何らかの共通点(同じような環境や悩み)を持つ(又は経験した)者が、対等な立場で同じ仲間として行うカウンセリングのこと。

注4) 自助グループ:

共通の問題を持つ人たちが、話し合いによって問題を当事者間で解決するための非専門家グループ

重点目標3 身近な地域の相談窓口の充実

【現状と課題】

被害者と身近に接する立場にある市町村は、第一次的な相談機関としての機能を発揮することが極めて重要です。配偶者等からの暴力対策を講じている市町村は、徐々に増えてきていますが、平成19年の配偶者暴力防止法の改正により市町村における基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったところであり、更なる取組の促進が求められています。

また、県民の警察に対する信頼と期待は大きく、暴力をふるわれた被害者の多くは、警察にまず助けを求めます。その中には緊急性の高い深刻な暴力のケースもあります。このため、警察において配偶者等からの暴力に関する研修や相談しやすい環境づくりに努める必要があります。

一方、福祉事務所や保健所、医療機関、民生委員・児童委員等は、日常の業務や活動を通して配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にあり、被害者に対する継続的な相談・支援に果たす役割は大きいものがあります。

また、被害者が悩みを相談する先として、行政が開設している「こころの電話」や、民間が開設している「いのちの電話」や「赤ちゃんとお母さんのダイヤル相談」等、様々な相談窓口があります。これらの相談窓口にも、相談内容からDVを早期に発見し、配偶者暴力相談支援センター等と連携を図ることにより、被害者の相談に適切に対応することが期待されます。

なお、被害者の相談体制をより充実させるために、民間支援団体や民間支援者の育成・支援が必要であり、それらも含めた各地域における被害者支援のためのネットワークづくりにより、被害者の相談から保護、生活再建に向けた自立支援に至る総合的支援と身近な継続的援助が可能となります。

【課題に対する取組】

（１）市町村における相談体制の整備

市町村が、住民のDVに関する第一次的相談機関として、相談窓口を明確化し、相談員の配置や配偶者暴力相談支援センターの設置、広域的ネットワークの構築等により相談体制を整備することを支援します。

- ① 相談窓口の明確化と庁内関係機関の連携の促進
 - ・ DV対策の総合調整課の明確化
 - ・ 相談担当窓口の明確化
 - ・ 庁内連絡会議等の開催
- ② DV対策事業の促進
 - ・ 相談員の設置等相談事業の実施
 - ・ 広報誌の活用やリーフレットの作成による広報啓発
 - ・ 講座等の開催
- ③ 市町村に対する県配偶者暴力相談支援センター等による助言や情報提供
- ④ 配偶者暴力相談支援センターの指定の検討促進
- ⑤ 近隣市町村をはじめ地域の支援関係機関による広域ネットワークの構築に向けた働きかけ
 - ・ 地域ネットワーク会議の開催
- ⑥ 市町村担当職員を対象とした研修等の実施

（２）警察の相談対応体制の充実

被害者の状況に応じた相談対応や安全確保のための情報提供を行い、女性警察官の対応等相談しやすい環境づくりに努めます。

- ① 職員研修の実施
- ② 相談対応体制の整備
 - ・ DV及びストーカー事案等に対応するストーカー対策室分室の設置（7署）
- ③ 相談を受けた場合の対応
 - ・ 被害者の状況に応じた適切な支援機関の紹介
 - ・ 事案が暴行、脅迫等刑罰法令に抵触すると認められる場合の被害者の意思を踏まえた検挙に向けた捜査
 - ・ 刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、危害の及ぶおそれがある事案についての加害者に対する指導警告
 - ・ 保護命令申立てに当たっての助言・情報提供
 - ・ ストーカー規制法の利用支援
 - ・ 被害者が加害者の暴力の危険を回避するための安全計画の策定の支援
- ④ 相談しやすい環境づくり
 - ・ 主な警察署における女性警察職員による相談対応
- ⑤ 被害者から援助の申出を受けた場合の対応
 - ・ 被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること
 - ・ その他申し出に係る配偶者からの暴力による非議を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと

（3）福祉事務所等の相談体制の充実

婦人相談員等の人的資源や福祉制度の活用を図り、各地域の被害者の相談対応と自立支援の窓口として積極的な役割を果たします。

また、研修や会議を通じて、地域の福祉関係者のDVに関する理解促進に努めます。

- ① 被害者の避難（一時保護）の支援
- ② ケースワーカー、婦人相談員、母子自立支援員及び家庭相談員等による相談対応
- ③ 各種福祉制度の情報提供と利用に当たっての支援
- ④ 管内関係機関の連携協力体制の構築
- ⑤ 福祉関係者のDVに対する理解促進のための啓発の実施
 - ・ 研修会や会議での広報啓発

（4）保健所・保健センター、医療機関における相談対応

DVによるケガや心身の不調から被害者の相談を受けやすい立場にある保健・医療機関は、医学的見地から心身の回復を図るための支援を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターや市町村との連携や保健・医療機関間とのネットワークを活用し、相談機関等への専門的な助言を行うことが期待されます。

このため、研修や会議を通じて、地域の保健・医療関係者のDVに関する理解の促進を図られるよう、情報の提供に努めます

- ① 地域の保健・医療関係者のDVに対する理解促進のための啓発の実施
 - ・ 研修会や会議での広報啓発

（5）民生委員・児童委員及び人権擁護委員等による継続的な相談対応

民生委員・児童委員や人権擁護委員、あるいは地域の民間支援団体は、被害者の身近な相談役として継続的に相談に応じ、被害者のプライバシーに配慮しながら地域の関係機関や被害者と日常的にかかわる周囲の人達とのネットワークを活用し、見守っていくことが期待されます。このため、研修等を通じDVに関する理解の促進を図るとともに、DVに関する情報の提供に努めます。

- ① 民生委員・児童委員等を対象とした研修等の実施

（6）各種相談窓口との連携

「障害者110番」、「シルバー110番」、「こころの電話」、「いのちの電話」、「赤ちゃんとお母さんのダイヤル相談」等、様々な相談窓口と配偶者暴力相談支援センターが連携を図ることにより、被害者へのより適切な対応を図ります。

- ① 相談機関による連絡会議の開催
- ② DVの相談対応に関する助言、情報の提供

重点目標4 外国人、障害者、高齢者への配慮

【現状と課題】

支援関係機関の職務関係者が、国籍や障害の有無等を問わず、被害者の人権を尊重した対応を行うことは基本ですが、加えて、外国籍や高齢であったり、障害があること等から、様々な困難な問題を抱えている被害者に対しては、その問題の特性に応じた支援を行う必要があります。

外国籍の方は、言葉の問題や頼ることができる身内がないことで社会から孤立していることが多く、習慣や価値観の違い、在留資格の有無や種類によって利用できない制度があることなどにより、問題が複雑化していることがあります。

また、障害者や高齢者で、コミュニケーションや認知に障害があったり、介護が必要な状態にあると、暴力の被害を受けた時に自ら援助を求めることが困難であったり、相談機関等の施設がバリアフリーでないと利用が困難な場合があります。

そのため、相談機関等は、被害者が話す言語や障害に応じた相談対応や情報提供を行うことができる体制の整備を図るとともに、日本語が十分に理解できない外国人や、障害者等に配慮したDVに関する広報に努める必要があります。

なお、障害者110番やシルバー110番等は、障害者や高齢者にとって身近な相談窓口であり、これらの窓口が配偶者暴力相談支援センターや市町村等と連携を図り、DVに関する相談者に適切に対応し、支援することも必要です。

また、それぞれの分野の当事者団体や支援機関、関係施設にも配偶者等からの暴力についての理解を深めてもらい、配偶者暴力相談支援センター等DVに関する支援関係機関に必要に応じてサポーターや専門家を派遣したり、被害者保護のために施設を提供してもらえ、るシステムや協力関係を築いていくことが求められます。

【課題に対する取組】

（1）人権を尊重した対応の徹底

国籍や障害の有無、年齢等を問わず、すべての被害者が人権を尊重され、平等に適切な支援が受けられるよう、広く関係機関の啓発に努めます。

- ① 外国人、障害者、高齢者の支援にかかわる関係者に対する理解促進
- ② 支援関係機関に対する外国人、障害者、高齢者の人権問題に関する啓発の実施
 - ・ 相談対応マニュアル等による啓発、対応の解説

（2）言語や障害に応じた相談対応・情報提供

被害者が使用している言語や被害者の障害等に応じた相談対応や情報提供に努め、すべての被害者が支援を受けられる機会を確保します。

なお、加害者に相談の事実を知られると、被害者への暴力がエスカレートする危険性があるので、関係者は被害者に相談方法について注意を喚起します。

- ① 市町村のコミュニケーション支援事業(注1)による手話通訳・要約筆記派遣体制整備の支援
- ② DVに関して理解のある通訳者・手話通訳者等の育成・確保
- ③ 使用する言語や障害等に応じた相談対応
 - ・ 外国語や手話、ファックス、電子メール等による相談対応

- ④ 支援に関する法制度等の情報提供
 - ・ 外国語, 音声, 点字による資料, わかりやすい資料の作成
- ⑤ 相談機関の施設のバリアフリー化
- ⑥ 外国人, 障害者, 高齢者への対応が可能な相談機関等の広報
 - ・ 県のホームページの活用や関係団体等を通じた広報

(3) 外国人, 障害者, 高齢者の孤立化防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり

外国人や障害者, 高齢者がいる家庭が, 地域社会から孤立することにより, DVの発見が遅れることを防ぐため, 行政関係者, 福祉や保健のサービス提供者, 民生委員・児童委員, 福祉や国際交流(協力)の分野で活動を行うNPO等が, 日常の業務や活動の中で, DVの未然防止と早期発見の視点を持ってかかわります。

- ① 福祉サービスや保健事業等を通じた生活援助と暴力の早期発見
- ② 行政機関や自治組織, 近隣住民等による地域活動等への参加の働きかけ
- ③ 民生委員・児童委員や福祉ボランティア等による声かけ

(4) 関係機関との連携・協力

外国人や障害者, 高齢者の当事者団体や支援団体等とDVの支援関係機関が連携・協力を図り, 被害者の支援の充実に努めます。

- ① 障害者110番やシルバー110番等の障害者や高齢者の身近な相談窓口と配偶者暴力相談支援センターや市町村等との連携
- ② 関係機関・団体等に対する外国語の通訳や手話通訳, ガイドヘルパー, 介助者の派遣等の協力要請
- ③ 障害者福祉施設や高齢者福祉施設との連携
 - ・ 緊急に保護を要する障害者や高齢者の受け入れ協力
 - ・ ショートステイ事業等の活用
- ④ 地方出入国管理局との連携
 - ・ 被害者が不法滞在外国人である場合の適切な対応
- ⑤ 福祉や国際交流(協力)の分野で活動を行うNPO等との連携

注1)コミュニケーション支援事業:

聴覚, 言語機能, 音声機能, 視覚等の障害のため, 意思疎通を図ることに支障のある人と, その他の人との意思疎通を仲介するために, 対象者の申請に応じて手話通訳, 要約筆記, 点訳等を行う者の派遣を行う。障害者自立支援法では, 市町村の地域生活支援事業の必須事業として位置付けられている。

基本テーマⅣ — 被害者が生活の再建を果たすための支援

重点目標1 被害者の総合的・継続的な支援体制の整備

【現状と課題】

被害者が、暴力のある加害者との生活に終止符を打ち、新たな場所で生活を再建していくためには、暴力によってダメージを受けた心身の回復や住宅の確保、就労等による経済基盤の確立、子育て等について、様々な支援が必要です。また、子どもが家庭内のDVによるダメージから回復するためにも、周りの支援を必要とします。

このため、一機関や一施策で、あるいは短期間の支援で、子どもを含めた被害者が新たな生活を軌道に乗せることは困難であり、被害者の状況に応じたきめ細やかな配慮を持って、各種支援策をできる限り弾力的に運用し、様々な関係機関の連携により切れ目なく総合的・多面的に支援していくことが必要です。

なお、支援に当たっては、被害者の意思が十分尊重（人権への配慮）されることが重要であり、被害者自ら今後の生活について選択できるように必要な情報を提供することや、被害者のニーズに応じて柔軟かつ機動的に活動することが期待できる民間支援団体・支援者の育成及び支援を行うことが求められます。

【課題に対する取組】

（1）関係機関における支援体制の構築

配偶者暴力相談支援センターを中心とした県レベルの支援関係機関の連携・協力体制の強化に努めるとともに、各地域ごとに支援関係機関における広域ネットワークづくりを促進します。

- ① 支援関係機関の連携・協力体制の整備
 - ・ 配偶者等からの暴力対策会議の開催
 - ・ 相談業務連絡会議の開催
- ② 各地域における被害者支援のためのネットワークづくりの促進
 - ・ DV担当課が中心となった市町村における支援関係機関の連携・協力体制の構築
 - ・ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進
 - ・ 各地の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所等が中心となった支援関係機関のネットワークの構築
 - ・ 地域ネットワーク会議の開催
- ③ 相談対応マニュアルの活用等による情報や認識の共有化
 - ・ 関係機関の業務内容や各種支援策等に関する情報の共有
 - ・ 相談対応技術やDVに対する認識の共有

（2）庁内支援体制の構築

被害者支援に携わる庁内の関係各課の協力体制を強化します。

- ① 庁内連絡会議等による支援体制の構築
- ② 県のDV関連施策の総合調整及び進行管理

（3）被害者が必要とする情報の充実

被害者を支援する機関や制度等に関する情報の充実を図ります。また、その情報が必要な被害者に届くために、支援関係機関や民間企業の協力等により、提供方法の多様化に努めます。

- ① 支援関係機関におけるきめ細やかな情報の提供
 - ・ 相談対応マニュアルの活用
- ② 多様な手段による情報提供
 - ・ リーフレットや相談窓口カードの活用
 - ・ 県のホームページの活用

（4）民間団体等との連携

被害者の支援には、より多くの担い手が必要であるとともに、民間の支援団体や支援者は被害者支援のためのノウハウを有しており、その協力は欠かせません。そのため、民間団体の活動を支援するとともに、協力を呼び掛け、連携に努めます。

- ① 民間団体の把握とその情報の支援関係機関への提供
- ② 民間団体等に対する活動支援
 - ・ 団体間で交流したり、活動内容を発表する機会の提供
 - ・ 情報提供
 - ・ 研修機会の提供
- ③ 研修等による民間団体の専門的知識や見識の活用
- ④ 配偶者等からの暴力対策会議等関係機関で構成する会議への参加の招請
- ⑤ 相談支援業務の連携や協力
 - ・ 個人情報保護に配慮した情報の共有と守秘に関するルールづくり
 - ・ 公的機関や医療機関等への被害者の付き添い支援
- ⑥ 一時保護の委託の検討

重点目標2 心身の健康の回復に対する支援

【現状と課題】

被害者の多くは、心身の不調や病気、ケガといった身体的あるいは精神的な健康問題を抱えています。そのため、医療関係者や心理専門職をはじめとする支援者が、医学的な面からの配偶者等からの暴力の影響に理解がないと、二次被害をおこす危険性があり、正しい理解をもって対処することが重要です。

なお、精神的被害は、身体的被害より深刻だといわれ、その影響は、突発的な自殺衝動など、生命にかかわるものとしてあらわれることがあります。また、被害者の精神状態は揺れ続け、回復するには長いプロセスが必要になります。そのため、医療関係者等による専門的ケアを補完する身近な支援者の存在が欠かせません。

また、被害者が困難な状況を克服する力をつけるための支援も併せて必要です。

【課題に対する取組】

（1）被害者に対する医学的・心理学的なケア

被害者の心身の回復を支援するため、医療関係者や心理専門職と配偶者暴力相談支援センター等が連携して、専門的ケアを行っていきます。

また、医療関係者や心理専門職以外の支援者に、DVに関する医学的な基礎知識や心的ケアの方法等対応スキルを習得する機会を提供します。

- ① 県女性相談センター及び県男女共同参画センターにおける専門相談の活用
 - ・ 県女性相談センターにおける臨床心理士等によるカウンセリング
 - ・ 県男女共同参画センターにおける医師や臨床心理士等による専門相談
- ② 医療関係者や心理専門職と支援関係機関との連携
- ③ 医療関係者による支援強化
 - ・ DV及び児童虐待の被害者に対する相談・診療に関する医療機関の協力体制の検討
 - ・ 医療関係者や心理職等専門職を対象とした専門研修会の実施
 - ・ 医療関係者向けの相談対応マニュアルの充実
- ④ 支援者のDVに関する医学的な知識や心的ケアの方法等対応スキルの習得
 - ・ 相談対応マニュアルの活用

（2）医療などの専門的ケアを補完する身近な地域での長期的・継続的支援

被害者に対する専門的ケアを補完する日常生活のケアを身近な地域で行う体制づくりを促進します。

- ① 被害者とその家族の地域からの孤立化を防止するために、長期的に見守る体制の整備
- ② 被害者が日常生活で直面する問題解決に手助けや助言する体制の整備
- ③ 被害者が語り合える場、情報交換の場、癒しの場など、被害者をサポートできる場の確保

（3）被害者のエンパワーメント^{（注1）}支援

被害者自身が被害経験を乗り越える力を回復するため、あるいはその力をつけるために、カウンセリングや講座等を活用して支援を行います。

- ① ピアカウンセリング（P32）、グループカウンセリングの実施
- ② 自助グループ（P32）の育成・支援
 - ・ 活動しやすい場の提供等
 - ・ 被害当事者や仲間同士が相互にサポートするシステムへの支援
- ③ 講座やワークショップの開催
 - ・ DVの特性やその影響についての知識を習得するための講座
 - ・ 自己表現能力や自己評価を高めるための講座
県男女共同参画センターにおけるアサーティブネス・トレーニング^{（注2）}講座
 - ・ 情報の利活用能力を高めるための講座 等

注1)エンパワーメント:

自尊心を育て、望ましい変化を起こし、人生を自己決定する能力を身につけること、あるいはその過程

注2)アサーティブネス・トレーニング:

自立や自己実現を目指す女性にとって有効な“相手の言い分を尊重しつつ、自分の感じ方や考え方を丁寧に伝えていく”行動パターンを身につけるグループ・トレーニング

重点目標3 生活の安全面や経済面の支援

【現状と課題】

被害者が、加害者の暴力から逃れるために居住地を変えると、それまでに築いた地域社会との関わりやそこでの人間関係、さらに仕事をしていた者の多くは仕事まで失うことになり、生活の再建に必要な精神的・経済的安定を遅らせることとなります。また、被害者である自分が生活基盤や精神的基盤を喪失することに対する抵抗感や理不尽さは、被害者に暴力から逃げることをためらわせます。このため、十分な安全対策を講じることにより、可能な限り被害者が住み慣れた土地で生活の再建を果たすことができるよう支援することが本来求められます。

なお、被害者が、加害者の追跡から逃れるためにやむを得ず生活の場を変える場合は、被害者の個人情報扱う行政機関をはじめ各種機関が、その保護を徹底させることが重要であり、住民票の交付や医療保険加入脱退手続き、子どもの就学等についての被害者支援措置も、その適用に当たって被害者の居所等が加害者に知られることのないよう、担当窓口の職員は細心の注意を払うことが求められます。また、加害者の追跡に備え、周囲の者による見守り支援等が必要となります。

さらに、被害者の中には、着の身着のまま加害者から逃げてきたために、当面の生活費もなく、そのため医療機関の受診も困難な状況にあるなど、経済的に困窮している者が少なくないため、弾力的な援護制度の運用等により、迅速な経済的支援を行うことが必要です。

なお、家事等身の回りの援助も、被害者の心身の回復を助けることとなります。

【課題に対する取組】

（1）安心・安全に暮らすための支援

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、被害者の個人情報の保護を徹底するとともに、地域における見守り支援を促進します。

- ① 各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底
- ② 各種支援制度の適切な運用
 - ・ 住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置
 - ・ 医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置
 - ・ 年金の手続に関する支援措置
- ③ 市町村や民間団体、近隣の住民の協力による見回り・見守り
- ④ 一時的な家事等の援助
 - ・ 母子家庭等日常生活支援事業(注1)による一時的な家事等の援助

（2）経済的な支援等

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。また、援護制度が適用されるまでの当面の生活資金や医療費に事欠く被害者については、援助策を検討します。

- ① 援護制度の活用
 - ・ 生活保護、児童扶養手当(注2)、児童手当等各種経済的支援制度の適用
 - ・ 母子・寡婦福祉資金(注3)や生活福祉資金(注4)、母子・寡婦・父子たすけあい資金(注5)等貸付制度の適用
- ② 当面の生活資金の援助の検討
- ③ 無料低額診療事業対象医療機関との連携及び利用についての情報提供
- ④ 介護保険法に基づく介護給付や障害者自立支援法に基づく居住系サービスについての情報提供

注1)母子家庭等日常生活支援事業:

母子家庭等が、疾病等の理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合又は生活環境等が激変し日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、必要な援助、保育等を行う事業

注2)児童扶養手当:

父母が婚姻を解消した児童や父が死亡した児童などを監護している母又は養育者に支給される手当。離婚が成立しているか、若しくは子どもが父から引き続き1年以上遺棄されていることなどが申請の条件になる。

注3)母子・寡婦福祉資金:

配偶者のない女性で現に児童を扶養しているもの及び寡婦及びこれに準じるもの(離婚した女性等)に対する県の福祉資金貸付制度

注4)生活福祉資金:

社会福祉協議会が行う低所得者や障害者、高齢者の世帯等に対する生活維持資金の貸付制度

注5)母子・寡婦・父子たすけあい資金:

県母子寡婦福祉連合会が行う母子家庭の母等の緊急な出費に対処するための生活資金の貸付制度

重点目標4 就労のための支援

【現状と課題】

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要ですが、被害者は、技能や経験、子育ての面から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあります。

そのため、ハローワーク等における職業相談や訓練制度の活用を働きかけ、職業能力の向上等を図るほか、きめ細かな指導、助言、情報提供を行い、就労を支援する必要があります。

また、一方で、これまでの就労支援のあり方を見直し、キャリアカウンセラー等就労支援者の養成や就労支援について活動している民間団体との連携・協力を行い、起業やNPOといった新しい視点を組み込み、労働市場を開拓することも求められます。

なお、親族や友人等にも居所を隠しているため、就職に必要な保証人を頼める人がいない被害者も多いことから、その対策を検討する必要があります。

また、安定した就労状況を継続するために、相談対応体制の充実も求められます。

【課題に対する取組】

（1）就業相談・職業紹介

ハローワーク等における職業相談等を活用して、被害者の就職のための支援を行います。

- ① ハローワークにおける職業相談・指導，職業紹介，求人情報の提供
- ② ハローワークにおける母子家庭の母の就業援助のための職業相談員の配置
- ③ パートバンクにおける職業相談・指導，職業紹介，求人情報の提供
- ④ 母子家庭等就業・自立支援センター事業(注1)による就業相談
- ⑤ 母子自立支援員(注2)による就業相談
- ⑥ 就職に必要な保証人が確保できない場合の支援制度の検討

（2）就職のための技能習得等の支援

就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習の機会を提供し、職業能力や就労意欲の向上を支援します。

- ① 公共職業能力開発施設(県立高等技術専門校や職業能力開発促進センター)における職業訓練(受講料無料制度や訓練手当制度)
- ② ハローワークにおける支援
 - ・ 事業所内での職場適応訓練(訓練手当制度)等の受講奨励
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金，トライアル雇用奨励金の活用
 - ・ マザーズサロンについての情報の提供
- ③ 母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業支援講習会の開催
- ④ 行政機関や民間が実施するパソコン講習会等技能習得のための講座の活用

（3）就労支援のあり方についての検討

就労支援のあり方に起業やNPOの発想を組み込んだり、民間団体と連携・協力することにより、就労の場を創造し、被害者の就労機会を確保します。

- ① 就労支援者の人材養成
- ② 労働市場の開拓
 - ・ 起業やNPO設立(参加)の視点の導入
 - ・ 就労支援活動を行っている民間団体等との連携協力

（4）就労における精神的支援

被害者が安定した就労状況を確保するために、継続して心のケアを受けられる窓口を充実します。

- ① 県男女共同参画センター等における就労上の心理的相談への対応

注1)母子家庭等就業・自立支援センター事業:

県母子寡婦福祉連合会が「母子家庭等就業・自立支援センター」の指定を受け、母子家庭の母等(夫の暴力により家を出ている事例などで婚姻の実態が失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。)を対象に、就労支援事業を実施している。

注2)母子自立支援員:

配偶者のない女性で児童を扶養している者及び寡婦の相談に応じ、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。県の地域振興局及び支庁の地域保健福祉課等に設置されている。

重点目標5 住宅確保のための支援

【現状と課題】

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要ですが、被害者は、家賃を支払う経済力が十分でなかったり、就職の場合と同様に保証人になってくれる人がいないことなどから、住宅確保が困難な場合があります。そのため、県及び一部の市町村においては、公営住宅へのDV被害者の優先入居制度を設けており、今後は制度が未整備の市町村でも制度の導入を図ることが求められます。

また、保証人がいないことで民間住宅を借りられない場合等の対応策の検討が必要です。

一方、障害があったり、高齢であること、子育て支援が必要な母子であることなどにより単身あるいは母子だけでの生活が困難な被害者については、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、母子生活支援施設及び婦人保護施設（以下「福祉（保健）施設」という。）等に入所ができるように関係機関が連携協力を図る必要があります。

【課題に対する取組】

（1）公営住宅への優先入居制度の活用及び導入促進

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、県営住宅における優先入居制度の活用を図るとともに、市町村営住宅においては、同制度の導入促進を図ります。

- ① 県営住宅における優先入居制度の活用
- ② 市町村営住宅における優先入居制度の導入促進

（2）民間住宅の活用策の検討

民間住宅の入居を希望する被害者については、民間住宅の活用策を検討します。

- ① 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保できない場合の対応策の検討

（3）自立困難な被害者への対応

心身の状況や生活能力、障害、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。

- ① 福祉（保健）施設等への入所の支援
- ② 福祉事務所、福祉（保健）施設等との連携協力

（4）住宅情報の提供

配偶者暴力相談支援センター、市町村等支援関係機関は、被害者に対し、その状況に応じ、住宅の確保に関する情報を提供します。

重点目標6 子育てに対する支援

【現状と課題】

子どもを抱えた被害者には、本人自身が、病気やケガといった身体的あるいは精神的な健康問題を抱え、身近に手伝ってくれる人がいない人も多く、子育てが困難な状況にあります。そのため、子ども自身のためにも、被害者が心身の治療や就労を行うためにも、各種保育サービスや子育ての相談窓口に関する情報を提供し、サービスを活用できるよう支援することが重要です。一方、サービス提供者や相談窓口の担当者等には、被害者との信頼関係を築くために、配偶者等からの暴力に関する理解を深めることが求められます。

また、被害者である親と共に暴力から避難した子どもたちの就学については、住民票の要件が緩和される措置等がとられていますが、適切な教育や保育の環境を確保するために、子どもを学校や保育所に広域的、弾力的に受け入れることが必要です。

さらに、学校や保育所等においては、加害者の追跡を想定し、子どもの安全確保を図る体制を整備することが重要です。

【課題に対する取組】

（1）配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の活用

加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう制度の周知を図ります。

- ① リーフレット等による県民への制度の広報
- ② 配偶者暴力相談支援センターや警察における被害者に対する制度の説明と利用に当たっての支援
- ③ 教育委員会及び学校への制度の周知
- ④ 教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理
 - ・ 転校先や居住地等の守秘

（2）各種保育サービスの情報提供・利用支援

各種保育サービスや相談事業を利用したり、近所の人に手助けしてもらうことにより、育児の負担軽減を図るとともに、地域社会からの孤立化を防ぎます。

- ① 各種保育サービスの情報提供と利用支援
 - ・ 子育て短期支援事業(P23)による子どもの養育支援
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業(注1)による保育サービス
 - ・ 保育所への入所や一時保育サービスの利用
- ② 子育てに関する相談事業の活用
 - ・ 児童相談所における相談
 - ・ 県女性相談センターにおける女性に係る相談
 - ・ 県男女共同参画センターにおける相談
 - ・ 子どもの教育や子育てについての家庭教育テレフォンサービス
 - ・ 家庭教育相談員(P19)による相談
 - ・ 総合教育センターや教育事務所における子どもの教育や子育て相談
 - ・ スクールカウンセラーによる子育てや子どもの教育に関する相談
 - ・ 家庭相談員(注2)による児童の養育や家庭の人間関係に関する相談
 - ・ 児童委員による児童及び妊産婦の福祉に関する相談・援助活動

（3）学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援

配偶者暴力相談支援センターや市町村、市町村教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

- ① 配偶者暴力相談支援センター、市町村、市町村教育委員会、学校等における被害者に対する就学・入所等についての情報提供
- ② 学校や保育所等の弾力的受け入れ
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターと教育委員会、学校、市町村等との連携

（4）健康診査・予防接種の弾力的実施

加害者からの追跡等があつて現住所地に住居登録していない子どもについても、現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう、市町村等関係機関に対する周知に努めます。

- ① 小児の予防接種の全県的相互乗り入れ制度(注3)の活用
- ② 現住所地の市町村において予防接種や健診が受けられることについての情報の提供

注1)ファミリー・サポート・センター事業：

育児や介護の援助を受けたい人と、協力したい人が会員として登録し、援助を受けたい時に会員相互に助け合う。センターの設置・運営は市町村が行う。平成20年10月末現在、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、加治木町、始良町、和泊町が実施。

注2)家庭相談員：

家庭関係や児童の養育等について相談に応じ、助言を行う相談員。県では地域振興局及び支庁の地域保健福祉課等に設置されている。

注3)小児の予防接種の全県的相互乗り入れ制度：

小児の予防接種が、居住地の市町村に加えて、居住地以外の市町村にあるかかりつけ医でも受けられる制度。平成20年度は、県下31の市町村がこの制度に参加している。

重点目標7 司法手続に関する支援

【現状と課題】

離婚や子どもの親権等に係る法的問題を抱えている被害者は多く、県男女共同参画センターにおいては、弁護士による専門相談を実施しているほか、県女性相談センターとともに、法的手続の説明や弁護士会等が実施する法律相談や法律扶助協会の制度の紹介を行っています。被害者にとって、調停や裁判の精神的負担は極めて重いため、被害者の意思を尊重しながら、司法手続の援助や裁判所等への付き添いを行う支援者の存在が求められます。

また、裁判所で暴力の恐怖が蘇ってきたり、出廷した加害者に再び暴力をふるわれたり、引き戻されたり、後を付けられるのではないかと不安で、精神が錯乱し、パニックを起こす被害者もいます。そのため、裁判所には被害者が加害者と顔を合わせないで済むなどの十分な配慮が必要です。

さらに、司法関係者から被害者への二次被害を防ぐために、研修等を通じ司法関係者のDVに対する理解を深めることが重要です。

【課題に対する取組】

（１）司法手続の支援

配偶者暴力相談支援センター等は、必要に応じて、弁護士等と連携を図りながら、被害者の離婚や子どもの親権等に係る法的手続を支援します。

- ① 配偶者暴力相談支援センター等における被害者への司法制度や法律相談、法律扶助制度等の情報提供及び法的手続の援助
 - ・ 県男女共同参画センターにおける法律相談の実施
 - ・ 弁護士会等が実施する法律相談の利用
 - ・ 日本司法支援センター（法テラス）における民事法律扶助の利用
- ② 母子家庭等就業・自立支援センター事業（P42）による弁護士や司法書士等による特別相談
- ③ 弁護士会と配偶者暴力相談支援センター等との連携
 - ・ 業務上の守秘義務に留意した情報交換や情報の共有化
- ④ 司法関係者を対象とした専門研修会の実施

（２）裁判所における被害者への配慮

被害者から裁判所に、あらかじめ事情の説明と必要な配慮の要請があった場合は、被害者の安全と心情に配慮した対応がとられます。

- ① 被害者の住所が加害者に知られないような配慮
- ② 被害者と加害者が直接会わないような配慮
 - ・ 二人の出頭時間をずらす、一般の控え室とは別の控え室を利用するなど
- ③ 被害者の安全確保のための対策
 - ・ 加害者が被害者を追跡する危険がある場合は、退出時刻をずらす、どうしてもやむを得ないときは弁護士に代理人として出席してもらうなど
 - ・ 加害者が暴力をふるう危険がある場合の警備の要請
 - ・ 職員の配置、見回り

基本テーマV — 被害者である子どもや若者への支援

重点目標1 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもの支援

【現状と課題】

配偶者等からの暴力のある家庭では、加害者は、しばしば子どもにも暴力をふるっていることがあります。また、直接的な暴力はなくても、暴力を目撃したり怒鳴り声を聞くことで、子どもは大きなストレスを受け、著しい心理的外傷を負っていることがあります(これも児童虐待防止法による児童虐待に当たります。)、情緒不安定や夜泣き、うつ、不登校などの症状が多く見られます。また、他の子どもにも暴力をふるうこともあります。

さらに、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまうこともあり、配偶者等からの暴力が、子どもの成長にも計り知れない深刻な影響を与えているといわれています。

このことについて、その被害者や被虐待児の支援に携わる者をはじめ県民への理解を広め、被害を受けている子どもを早期に発見し、適切な支援を行う必要があります。その場合、児童相談所等児童福祉機関・施設、保健・医療機関、学校等教育機関、民間支援団体等、関係機関・団体の連携・協力体制を整備することが不可欠です。

【課題に対する取組】

(1) 配偶者等からの暴力が子どもに与える影響に関する理解促進

子どもにかかわる学校や医療の関係者をはじめ広く県民が、DVが子どもに与える影響(被害)について認識を高めるための啓発や研修を実施し、DV根絶の意識を醸成します。

- ① DVが子どもに与える影響に関する県民への啓発の実施
 - ・ 広報誌やテレビ、ラジオ、新聞等による広報啓発
- ② DVが子どもに与える影響に関する支援関係機関の理解促進
 - ・ 相談対応マニュアル等の活用
 - ・ 支援者に対する研修等の実施

(2) 配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもの早期発見・適切な支援

子どもにかかわる学校や幼稚園、保育園、保健・医療機関、福祉事務所をはじめ、周囲の様々な立場の者が、子どもの様子等(情緒不安定、夜泣き、うつ、不登校、他の子どもへの暴力など)や家族の様子等から、DVにより傷ついている子どもを早期に発見し、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所によるケアにつなぐとともに、それら関係機関が連携し、被害者である子どもと親を支援します。

- ① 県民及び支援関係機関への児童虐待防止法に基づく通告制度の周知
- ② 保健・医療関係者による子どもの被害の早期発見と適切なケアの実施
 - ・ DV及び児童虐待の被害者に対する相談・診療に関する医療機関の協力体制の検討
 - ・ 保健所・保健センターにおける子どもの被害の早期発見と子どもや家族に対する継続的なケアの実施
- ③ 学校、幼稚園、保育所等における早期発見と適切な対応
- ④ 民生委員・児童委員による早期発見と専門的ケアを行う機関等の情報提供
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会等との協働体制の構築

(3) 子どもの専門的ケア体制の充実

子どもに密接に係わる機関は、子どもの心の回復を図るプログラムの実践に努めます。

- ① 子どもの発達段階に応じた心の回復プログラムの普及
 - ・ 教育, 児童福祉, 保健・医療関係者, 民間支援者等を対象とした研修会の開催等
- ② 親子関係を調整するための家族に対するケア体制の充実

(4) 児童相談所における子どもの支援

児童相談所は、対応する子どもの家庭にDVがないかということも常に観察し、DVを発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター等と連携を図りながら、同センターがDVの被害者である親の支援を、児童相談所が子どもに対する専門的ケアを行います。

- ① 医学的・心理学的なケアの実施
 - ・ 児童心理司等による子どもへのカウンセリングの実施(定期訪問等を含む。)
 - ・ 医師や心理専門職との連携
- ② 子どもの一時保護の実施

(5) 県女性相談センターにおける子どもの支援

県女性相談センターでは、被害者の同伴児がDVにより被害を受けていないか確認し、必要に応じて児童相談所と連携を図り、児童相談所でカウンセリングや一時保護を実施します。

- ① 児童相談所の機能の活用等連携強化
- ② 心理専門職によるカウンセリングの実施等心理的ケア
- ③ 保健・医療, 教育等関係機関との連携

重点目標2 デートDVの防止と被害者に対するケア

【現状と課題】

性的関係を伴わないデートの段階では起きない暴力が、親密な関係になると身体的、精神的、性的など様々な形でおこることがあり、これを「デートDV」といいます。DVは決しておとなだけの問題ではなく、若者の間でも起こっており、DVの根は10代の頃の経験にさかのぼることもあります。

DVもデートDVも、人権侵害に当たる行為であり、大事な人を傷つけ、自分も苦しむ行為であることを、子どもたちや保護者、教育関係者をはじめ広く県民が学ぶ機会をつくる必要があります。

また、被害者にかかわる可能性のある教育関係者や保健・医療関係者、各種相談機関の相談員等が、適切なケアを行うことができるよう、相談対応マニュアルを整備するとともに、研修を実施する必要があります。

【課題に対する取組】

(1) デートDV防止に関する教育・啓発の推進

デートDVの防止に取り組む民間団体等とも協働しながら、研修や啓発活動の実施等により、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。

特に、子どもたちに、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

- ① 教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修の実施
- ② 学校、大学におけるデートDV防止のための教育の実施
 - ・ 生徒や学生を対象とした講座の開催
 - ・ デートDV防止も視野に入れた、発達段階に応じた性教育や人権・男女平等教育の実践
- ③ 保護者をはじめ県民に対するデートDV防止に関する啓発
 - ・ 広報誌やテレビ、ラジオ、新聞等による広報啓発
 - ・ 講演会等の開催
- ④ デートDV防止プログラムの普及
- ⑤ 民間団体等との協働

(2) 被害者に対する適切なケア

教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、デートDVに関する理解を深め、その被害者の早期発見と適切なケアに努めます。

- ① 若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層を配慮した相談窓口の広報の在り方の検討
- ② 被害者対応マニュアルの整備
- ③ 教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等への研修の実施
- ④ 関係機関が連携した適切なケアの実施

基本テーマVI — 被害者支援の視点に立った加害者更生

重点目標1 加害者更生に向けた取組

【現状と課題】

加害者自身が暴力をふるうことのないようにしなければ、再びDVが行われる危険性や新たな被害者を生む可能性があります。

このため、国や一部の自治体、民間レベルで加害者更生プログラムの研究が行われています。加害者向けのプログラムによって、自ら自己改革する意思のある加害者に、暴力について理解し、暴力的・支配的な態度を取ることなく、人と接する方法を学ぶ機会を提供することは、被害者の安全を高めるために必要なことですが、場合によっては、被害者にとって非常に危険なものとなることについても十分留意する必要があります。加害者が、プログラムを受講しているという事実を持って、被害者に対し加害者が更生したと錯覚を与えたり、職務関係者が加害者の危険性を軽視しがちになるおそれがあります。また、受講したことで、保護命令制度の知識を得て、その対象とならない暴力を選んでふるうようになることも考えられます。

そのため、加害者更生のための取組については国等の研究成果を把握し、被害者の安全の確保を第一に考えた実践のあり方について検討を行う必要があります。

なお、これらの取組を真に実効性あるものとするには、被害者のための相談、保護、自立支援の体制と加害者を生まない予防策を充実し、暴力を許さない社会を作ることが必要不可欠です。

【課題に対する取組】

(1) 加害者更生のあり方の検討

加害者更生に向けた取組については、その限界や危険性を十分留意しつつ、被害者支援の視点に立った実践のあり方を研究します。

- ① 国・他の自治体、民間団体等の研究成果の把握、及びこれらを踏まえたDV再発防止のための効果的施策の検討

重点目標2 加害者の相談体制の充実

【現状と課題】

自らの暴力行為に悩み更生の意思を持つ加害者に対しては、暴力に対する理解を深めるとともに、暴力的・支配的な関係を改め、人格を尊重し合う対等な人間関係を築いていけるよう支援することが必要です。そのために、加害者が相談できる窓口の整備が求められます。なお、男女共同参画センターにおいては、男性からの相談にも対応しています。

また、加害者の中には複合的な問題を抱えている者がいるので、その解決を図るために、専門機関の連携による適切な対応が必要です。

【課題に対する取組】

(1) 加害者が相談できる窓口の検討

加害者が、自らの暴力の責任を認識し、変わる意思を持っている場合に、その相談に適切に対応できるよう民間支援者等の育成を促進します。

また、加害者が、複合的な問題を抱えている場合は、専門機関の連携により総合的に支援します。

- ① 県男女共同参画センターにおける男性相談員による専門相談の実施
- ② 保健・医療、福祉機関等における複合的な問題も抱えた加害者への対応
 - ・ 精神保健福祉センターにおけるアルコール、薬物依存、児童虐待等の問題を持つ加害者への相談対応・指導
 - ・ 保健所、保健センターにおける精神障害を抱える加害者に対する支援、家庭訪問、相談対応
 - ・ 市町村、児童相談所、福祉事務所等における児童虐待の加害行為もある加害者に対する指導

(2) 加害者に対する意識啓発

加害者の意識啓発も視野に入れ、DVや暴力の防止に関する講演会の実施や広報媒体を活用した啓発を実施します。

- ① 講演会やシンポジウム等の開催
- ② 広報誌やポスター、リーフレット、メディア等広報媒体を活用した啓発の実施

基本テーマVII — 苦情への適切な対応

重点目標1 苦情対応体制づくり

【現状と課題】

被害者にかかわる支援機関においても、配偶者等からの暴力に対する理解不足等から被害者に二次被害を与えたり、不適切な対応がとられたり、あるいは必要な対応がとられないことがあります。それに対する被害者やその関係者からの苦情の申出については、誠実に受け止め、解決に向け迅速かつ適切に対応することが必要です。

県の機関に対する県民からの苦情の申出については、男女共同参画関連施策申出処理制度に即して対応することとしており、その広報と苦情を申し出やすい環境づくりに努め、寄せられた申出については、職務執行の改善や被害者の処遇及び支援者の資質の向上に生かすことが求められます。

なお、苦情対応体制が未整備の支援関係機関・団体に対しては、その整備を働きかけます。

【課題に対する取組】

(1) 支援関係機関の苦情対応に関する理解促進

支援関係機関にとって、苦情に迅速かつ適切に対応することが、申出者の権利や利益を守るとともに、申出者をはじめ県民の機関に対する信頼性を高め、相談しやすい環境をつくることにつながるについて、理解の促進を図ります。

- ① 支援関係機関向けの苦情対応制度の意義と仕組みに関する研修の実施

(2) 苦情対応体制の整備

県の機関に対する苦情については、男女共同参画関連施策申出処理制度等に基づき適切な対応に努めます。

なお、国の機関に対する苦情については行政相談制度で、人権問題については人権擁護機関が対応しています。

また、苦情対応体制が未整備の支援関係機関に対しては、苦情受付担当及び責任者を設置するなどの解決体制の整備を働きかけます。

- ① 男女共同参画関連施策申出処理制度に基づく県の機関に対する苦情申出への迅速かつ適切な対応
- ② 国の行政相談制度や人権擁護制度の周知
- ③ 支援関係機関における被害者の苦情に適切に対応する仕組みづくりの促進

(3) 苦情対応制度の周知

苦情制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます。

- ① 支援関係機関等における相談者への周知
 - ・ 施設内における制度内容の掲示等
- ② 県のホームページの活用

(4) 第三者機関による苦情対応内容や改善状況等のチェック

県の機関に対する苦情の対応については、男女共同参画関連施策申出処理制度に基づき、男女共同参画審議会に必要に応じて意見を聴くとともに、対応状況について報告し、被害者に対する相談・支援体制や暴力防止及び被害者支援に関する施策の改善についての取組を推進します。

- ① 対応に当たって、必要に応じた男女共同参画審議会への意見聴取
- ② 男女共同参画審議会への対応状況の報告

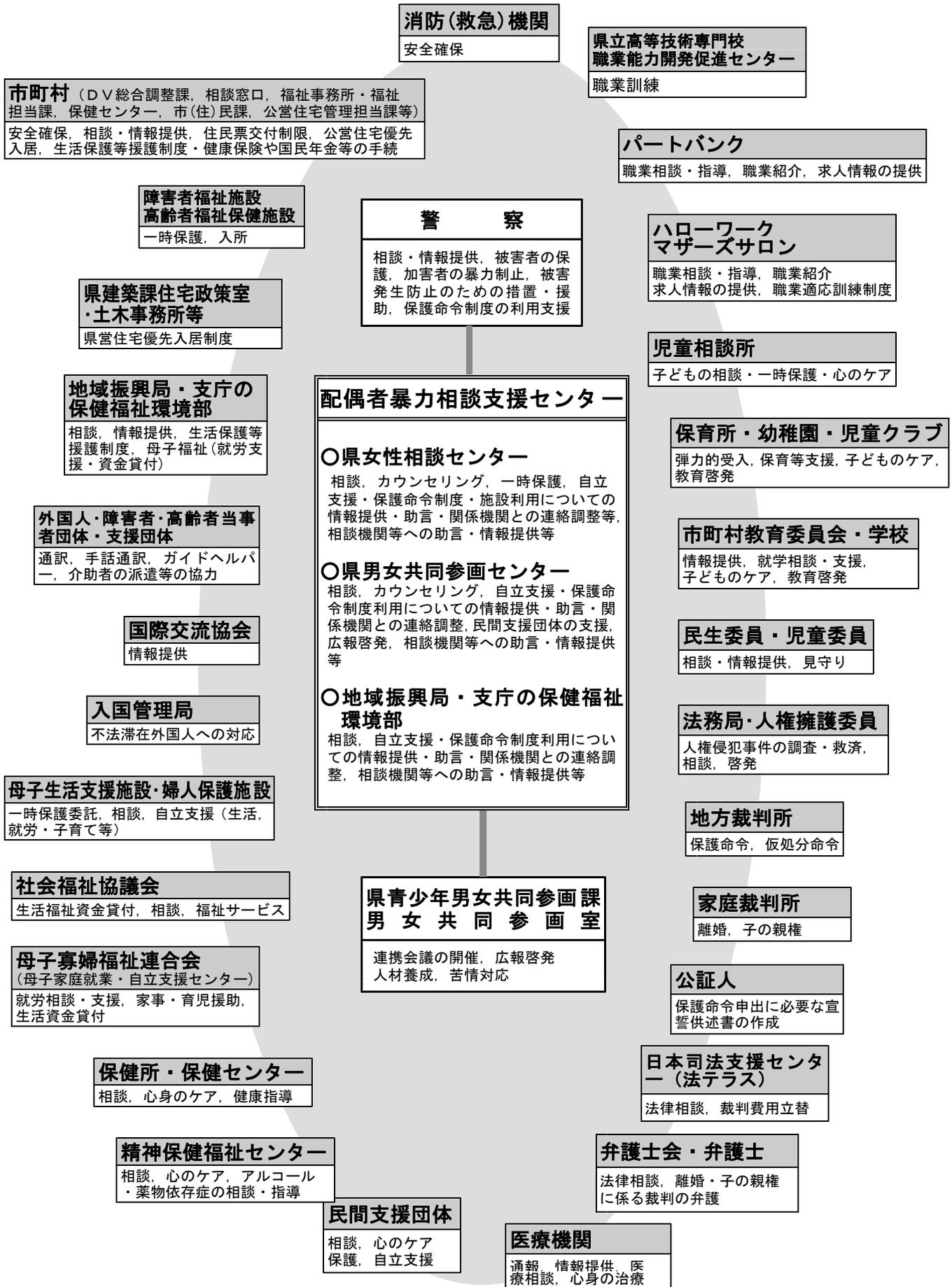
(5) 対応結果の情報公開

県の機関に対する苦情の対応については、男女共同参画関連施策申出処理制度が有効に機能するように努め、対応結果を県民に公表することにより、支援関係機関の信頼性を高め、潜在的な問題の発掘を図ります。

- ① 苦情対応結果の県民への公表

第4章 計画の推進体制

2 主なDV被害者支援関係機関



3 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画庁内策定委員会

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画庁内策定委員会設置要領

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部県民生活局次長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めるとき、委員以外の者を出席させ、意見等を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 委員会の会議に提出される議案の整理を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が指示した事務を処理すること。

3 作業部会長は、青少年男女共同参画課男女共同参画室長をもって充てる。

4 作業部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 作業部会は、必要に応じて作業部会長が招集する。

6 作業部会長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、総務部県民生活局青少年男女共同参画課男女共同参画室において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条，第5条関係）

部 局	委 員 会 委 員	作 業 部 会 員
県民生活局	青少年男女共同参画課男女共同参画室長 人権同和対策課長 かごしま県民交流センターハーモニー推進課長	青少年男女共同参画課男女共同参画室長補佐 人権同和対策課啓発係長 かごしま県民交流センターハーモニー推進課ハーモニー推進係長
保健福祉部	子ども福祉課長 社会福祉課長 女性相談センター所長	保健医療福祉課医務係長 社会福祉課地域福祉係長 社会福祉課生活保護班主任指導監査員 介護福祉課介護企画係長 障害福祉課地域生活支援係長 子ども福祉課家庭福祉係長 女性相談センター次長 精神保健福祉センター主幹 児童総合相談センター地域支援・指導班主任児童福祉専門員
商工労働部	雇用労政課長	雇用労政課公共訓練係長 国際交流課国際交流係長
土 木 部	建築課住宅政策室長	建築課住宅政策室住宅管理係長
地域振興局・支庁		鹿児島県地域保健福祉課長会事務局を担当する保健福祉環境部地域保健福祉課の担当係長
教育委員会	社会教育課長 人権同和教育課長	社会教育課社会教育係長 人権同和教育課主任指導主事 義務教育課企画生徒指導係長 高校教育課高校教育係長
県警本部	生活安全企画課長	警務課被害者支援室長 生活安全企画課ストーカー対策室長 捜査第一課課長補佐